

第2回
環境社会配慮諮問委員会

平成21年7月10日（金）

独立行政法人 日本貿易振興機構

午後3時00分開会

○事務局（柴田） よろしいでしょうか。時間になりましたので、始めさせていただきたいと思います。まだおみえでない委員の方、お二方いらっしゃいますが、進めさせていただきたいと思います。

第2回ジェットロ環境社会配慮諮問委員会を今から開催させていただきます。

私はジェットロ総務部におきまして環境社会配慮ガイドラインの事務局を務めさせていただいております柴田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

まず、会議の開催に当たりまして、日本貿易振興機構ジェットロ理事の山田康博よりごあいさつを申し上げます。山田理事、よろしく願いいたします。

○山田理事 山田でございます。型どおりですけれども、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は大変ご多忙中のところ、ジェットロ環境社会配慮諮問委員会にご出席いただきまして、大変ありがとうございます。ガイドラインが皆様の格別のご尽力で平成19年に策定され、20年の1月1日から施行されまして、我々ジェットロといたしましても、本ガイドラインに沿って事業を実施してきているところでございます。既に皆さんご案内のとおりでありますけれども、ジェットロは貿易と投資の促進の機関といたしまして、対日投資の促進、それから中小企業等の輸出の促進、それから途上国の経済発展の支援、それに伴っての海外の経済の情報の収集や分析など広範な事業をジェットロは展開しております。それらの事業の内容は、どちらかといえば調査でありますとか研究でありますとか、商談の機会の提供ということで、さらには人的な交流ですね。そういったようなことで、多くは基本的にはジェットロ事業そのものとしたしましては、環境に負荷を与えるような事業をみずからやっているということはどちらかといえば余りないと、こういうようなものでございますが、それにしても、ガイドラインに沿ってそういうことのないように我々といたしまして、事業の実施に務めてきているという所存でございます。

他方、これは皆さんご関心ございました案件形成に係る調査事業、これにつきましては、案件の発掘の段階という意味決定の早い段階、早期の段階での調査であります。本調査以降に今フィージビリティスタディなど次の段階の調査が実施されると、そういう想定でもって我々は手がけているわけですが、その早期の時点、アーリーステージで環境社会配慮の調査に関する項目の洗い出し、これをやり、その結果が調査報告書にしっかりと記載されるように我々としても努めてきたところでございます。

本委員会におきましては、昨年度、平成20年度事業のジェットロ事業全般の実施の概要をご報告いたします。委員の皆様方におかれましては、ぜひその環境社会配慮ガイドラインに沿っ

て適正にジェットロの事業が進められたかどうか精査いただきまして、今年度のジェットロ事業での環境社会配慮について参考にさせていただきたいというふうに思っておりますので、先生方におかれましては、忌憚のないご意見、ご指導を賜りたく存じます。よろしくお願いいたします。

○事務局（柴田） 続きまして、委員のご紹介をさせていただきます。配付させていただいております資料の名簿順にご紹介をさせていただきたいと思っております。

まず、東京工業大学総合理工学研究科環境理工学創造専攻教授の原科幸彦様、よろしくお願いいたします。

○原科委員 原科です。よろしくお願いいたします。

○事務局（柴田） 次に、早稲田大学理工学部教授の村山武彦様、多少おくれていらっしゃるというご連絡をいただいております。二、三十分ほどおくれていらっしゃると思っております。

次に、明治大学法科大学院教授の柳憲一郎様、よろしくお願いいたします。

○柳委員 柳です。よろしくお願いいたします。

○事務局（柴田） 次に、東京大学の吉田様ですけれども、本日はご出席のご連絡をいただいていたんですが、きょう急にご都合が悪くなったということでご欠席のご連絡をいただいております。

次に、前メコン・ウォッチ代表理事の松本悟様、よろしくお願いいたします。

○松本委員 松本です。よろしくお願いいたします。

○事務局（柴田） 次に、国際環境NGO F o E J a p a nの満田夏花様、よろしくお願いいたします。

○満田委員 満田と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（柴田） 社団法人海外コンサルティング企業協会理事の高梨寿様。

○高梨委員 高梨です。

○事務局（柴田） よろしく申し上げます。社団法人産業環境管理協会参与の宮崎章様。

○宮崎委員 宮崎です。よろしくお願いいたします。

○事務局（柴田） よろしく申し上げます。国際協力機構国際協力総合研究所専門員の田中研一様、よろしくお願いいたします。

○田中委員 J I C Aの田中です。お世話になります。

○事務局（柴田） 国際協力銀行国際事務統括部長の廣田泰夫様、よろしくお願いいたします。

○廣田委員 廣田です。よろしくお願いいたします。

○事務局（柴田） 廣田委員におかれましては、前任の岡崎克彦様の後任として昨年10月よりこの委員にご就任いただいております。しかしながら、残念ながらこの7月に新しくまたご異動されまして、国際事務統括部長にご就任をされております。環境審査室長の後任が来られるまではこちらの委員もお務めいただけるということでございますので、なにとぞよろしくお願いいたします。一言ごあいさついただければと思います。

○廣田委員

よろしく願いいたします。そういうわけで、私もJETROさんのガイドラインをつくる段階に全く関知せず、また、今日こうやって初めて来させていただいても十分な貢献ができないまま後任に引き継ぐかもしれないことを非常に心苦しく思っておりますけれども、私どもJBICも似たような環境ガイドラインのもとで業務運営を行っております。そういうふうな観点から、また特にJETROさんの案件形成調査については後々私どもの融資の案件に結びつく可能性もございますので、そういう両方の観点から議論に参加させていただきながら、また私どもの業務の参考にもなると思うので勉強させていただきたいと思っております。私自身は今回限りの参加になるかもしれませんが、その場合でも私の後任にそのように引き継がせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（柴田） よろしく願いいたします。

次に、こちらのジェトロ側の出席者をご紹介します。

まず、総務部長の林哲三郎でございます。

○林総務部長 林です。どうぞよろしくお願い致します。

○事務局（柴田） よろしく願いいたします。産業技術部長の清水喬雄でございます。

○清水産業技術部長 清水です。よろしく願いいたします。

○事務局（柴田） 総務部環境社会配慮審査役の作本直行でございます。

○作本環境社会配慮審査役 作本です。よろしくお願い致します。

○事務局（柴田） 産業技術部主幹の遠藤健太郎でございます。

○遠藤産業技術部主幹 遠藤です。よろしくお願い致します。

○事務局（柴田） 総務部総務課長の古谷朋彦でございます。

○古谷総務部総務課長 古谷です。よろしく願いいたします。

○事務局（柴田） 対日投資部対日投資課長の仲條一哉でございます。

○仲條対日投資課長 仲條でございます。よろしくお願い致します。

○事務局（柴田） 調査部中南米課長の長谷川直行でございます。

○長谷川中南米課長 長谷川と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局（柴田） 総務部管理課長の後藤真知子でございます。

○後藤管理課長 後藤です。よろしくお願ひいたします。

○事務局（柴田） 貿易開発部総括課長代理の鈴木でございます。

○鈴木貿易開発課長代理 鈴木でございます。よろしくお願ひします。

○事務局（柴田） 以上でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、次に移ります。

林総務部長のほうより今回の諮問委員会の趣旨を簡単に説明させていただきます。よろしくお願ひします。

○林総務部長 これも毎回同じ型どおりのことになってしまいますけれども、お手元にお配りした資料のうち、資料3と書かれた1枚紙のものがございますけれども、環境社会配慮の実施に関する規程と。これをちょっとごらんいただければと思います。

この諮問委員会につきましては、この規程の第3条に定められています。役割としましては、第3条の3のほうにございます。諮問委員会は定期的に公開で開催され、次の項目について助言を行うということで、具体的には3点ほど挙げております。1点目として機構、ジェトロの環境社会配慮の実施、2としまして、ジェトロ環境社会配慮ガイドラインの見直し、3としまして、機構の環境社会配慮に関する外部からの指摘及び意見への対応、この3点でございます。本日のこの諮問委員会においては、昨年度、平成20年度のジェトロ実施事業において、この環境社会配慮が適正に守られているかどうか、遵守されているかどうか、この点を専門家の立場から助言いただくという場でございます。今後に向けまして、ジェトロ事業に役立つ建設的なご意見をいただきますようによろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○事務局（柴田） それでは、ここから議事を進めてまいりたいと思います。

これより先は原科委員長のほうにマイクを託しまして、議事をお願ひいたしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○原科委員長 承知しました。それでは、議長を交代いたします。

まず今、林さんからご紹介のように、この諮問委員会におきましては、今言っていた3つの点について助言をすることでございますので、まず、ジェトロにおける環境社会配慮の平成20年度の実施について、これはいろんな事業をやっておられますので、たくさん資料を用意していただきましたけれども、これを順次まずご説明いただいた上で議論したいと思ひ

ます。

最初は、平成20年度貿易投資円滑化支援事業（専門家派遣）環境・省エネ案件でございます。貿易開発部の方、お願いします。

○鈴木貿易開発課長代理 では、貿易開発部の行った環境・省エネに関する専門家派遣の案件をご紹介します。

個別案件は8件ございます。内容については既にお目を通してというふうに伺っておりますので、この貿易投資円滑化支援事業の概要を簡単にご紹介したいというふうに思います。

この貿易投資円滑化支援事業ですが、平成15年度からMETIからの経済産業省からの受託事業ということ……

○原科委員長 資料5-1。

○鈴木貿易開発課長代理 失礼しました。資料は5-1です。表、裏ございまして、8件の専門家の派遣された案件が出ております。この事業自体ですけれども、平成15年度から経済産業省の受託事業ということで継続的に受託している事業です。対象国はアジア諸国等開発途上国ということで、アジアを中心に開発途上国に専門家が派遣できるというふうなスキームになっております。

どういう指導分野があるかといいますと、重点5分野というものが定められておりまして、1つが知的財産分野、基準認証制度の普及、こういった分野、それと物流関係、通関手続、こういったものをお手伝いする分野、それと省エネ環境分野、それから最後に裾野産業とか中小企業を途上国で育成する場合の人材育成分野と、この5分野を重点分野ということで指導する派遣専門家を送っているというものです。

その具体的内容なのですが、日本で普及している経済制度、それからルール、それからある意味では社会スキーム、こういったものを途上国で整備してもらうために専門家に行っていただいて指導していただくというような内容になっております。

環境・省エネ分野につきましては、経済産業省が例えばインドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、こういった国々で行っているGAP政策対話、ここで日本とその相手国との間で指導してもらいたい分野というものの話し合いが行われまして、その中から選定された案件をこのツールによって支援するというようなスキームになっております。制度構築ということですので、この資料5-1の中身を大体見ていただきますと、内容的には現地での管理体制の構築であるとか、現地のいろんな運用を行う際のガイドラインを構築するための支援、それからまさに制度を構築するときの支援と、こういったものが中心になっております。

全体の事業規模なんですけれども、例えば平成20年度においては、この5分野全体で202名の専門家を派遣しております。うち省エネ・環境分野では49名、これは同じ専門家に何度か行っていただいた場合、その都度を数えた件数ですけれども、49名の専門家に行っていただいております。それから、案件数では20年度この5分野全体では29件ございました。そのうちの8件が環境・省エネということで、今回のこの資料5-1に掲載されている案件になっております。

簡単ですが、以上です。

○原科委員長 もし何かクエスチョンがあれば、よろしいですか。いいですね。

○事務局（柴田） 初めに一応通しでよろしいでしょうか、通しで報告をさせていただきます。

○原科委員長 多分3つ目はいろいろややこしくなるので、1番と2番はもう続けてやっているとします。どうぞ続けてお願いします。

では、2番、対日投資促進（環境・省エネ分野）における取り組み、これを続けてお願いいたします。

○仲條対日投資課長 私でございます。対日投資部対日投資課、仲條と申します。

初めて参加をさせていただきますけれども、私どもジェットロといたしまして、外国企業の日本での進出、ここを2003年ごろから本格化して支援をさせていただいておるところでございますが、昨今の環境産業の市場の拡大、こういったものを受けまして、あるいは環境配慮社会への貢献という視点から、環境というものを1つ重点分野として取り組みを始めておるところでございます。

実績で申し上げますと、資料5-2でございますけれども、1ポツ、2ポツ、こちらの企業が私どもが昨今日本への立地を成功させた企業、それから支援を継続中の案件でございます。アスベストの無害化技術あるいは環境修復のコンサルティング企業、それからエネルギーの効率化のマネジメントのシステム等々の企業が成功ということでカウントされておりました、支援の継続中の案件といたしましては、こちらにあるように、むしろここは新エネとか省エネの部分でございますけれども、4件ほどが今継続して支援を行っているところでございます。

加えまして、海外の事務所を通じまして環境関係の企業の発掘、それから日本への進出を促すというような活動を行っているところでございます。

展示会の出展、こちらは海外の企業さんが日本に立地をされる際のベースとなるビジネスの取っかかりをつくっていただくという視点から、対日投資に関心のある企業さんを日本にお呼びしての商談会等を開催しているところでございますが、昨年度はエコテクノ2008、北九州

で行われた展示会でございます。こちらに17社、それから名古屋で行われましたクリーンカーフェア、こちらに19社、合計36社の企業をお呼びしておるところでございます。加えまして、個別招聘としまして4社、立ち上げ支援というのはちょっとよくわかりにくいんですけども、日本にお店をつくる際のいろいろな手続であるとか、そういった形の費用を一部負担をするスキームでございまして、1社の企業さんにこのスキームを使っていたところございました。

さらにミッション派遣を行いまして、こちらは日本の環境ビジネスへの投資を海外の金融関係者から日本の環境技術への投資を促すと、出資投資を促すという視点から日本の投資関係者、金融関係者ですね、サンフランシスコのCleantech Forumというところに派遣をさせていただきまして、さまざまなビジネストークをしていただいたというイベントでございます。

私どもの活動としては以上でございますが、4ページ、5ページ目に最近の成功事案の表がつけてございますので、お時間のあるときに目を通していただければと思います。

以上でございます。

○原科委員長 どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。

それでは、次をお願いいたします。次は3番目、案件形成調査事業について、これはきょうちょっと資料が多いので、少し時間が長めになると思いますけれども、では清水部長、お願いいたします。

○清水産業技術部長 産業技術部の清水でございます。

お手元に資料5-3のa、b、c、d、それから報告書の要約を配布しています。それから今、お手元にファイルの形でお届けしましたが、配付資料ではなくて参考資料ということで、報告書の中の環境社会配慮のチャプターを抜き出してファイリングをしたものです。会場には報告書がご覧いただけるように置いてありますけれども、全部を見ていただくのも大変なので、環境社会配慮の部分だけを抜き出し、お手元に置いていただいて、ご覧いただけるようにしたものでございます。

まず、資料5-3 aでございます。これが今回私どもが報告をする20年度既に終了した案件形成調査事業の概要でございます。中身については既にご存じのとおり、大きく2つございます。最初のページに書いてございます地球環境適応型・本邦技術活用型産業物流インフラ整備等事業ということで、いわゆる円借案件と民活案件をつくるものが一つです。それから、もう一つが、いわゆる石油調査でございまして、資料の7ページの石油支援開発等支援事業ということになります。前者の円借と民活のものにつきましては、事業の目的はそこに書いてある

とおりでございます。途上国のインフラ案件、地球環境問題への対応等々円借案件、民活案件の調査を実施して、その形成をしていくということでございます。また、その中でセミナー等のフォローアップ事業もやるということになっております。

数字を幾つかお話いたします。下の方に、私どもが平成10年度から実施してまいりました経緯が書いてございます。20年度は円借案件で9件、それから1ページめくっていただきまして民活案件で4件を実施しております。合わせて13件実施したわけでございます。

それから、石油調査は、また細かい説明は後でいたしますが、7ページに書いてございますように5件ということでございまして、合わせまして20年度に実施した案件形成調査は全部で18件ということになります。最初の円借及び民間案件でございますが、3ページのところに20年度のワークフローが書いてございます。経済産業省の受託事業でございますので、経済産業省の入札から始まっておりますが、年度が変わる前に、予算が成立する前にそれを見越して準備的に入札が始まっているわけでございますが、年度が変わったところで契約を締結し、私どもが公募をしたのがちょうど連休前の4月25日、最終的に審査委員会を経て案件が決まったのが6月、7月というタイミングでございました。その後、契約をいたしまして、調査委託の契約締結が7月から9月ということでした。案件ごとにかなりばらつきはございますけれども、夏から秋にかけて契約をし、具体的な調査がそこから始まったということでございます。従いまして、ガイドラインを策定した際にも随分議論になりましたが、やはり調査期間というのはなかなか長くはとれないというのが実態だったということでございます。最終的に1月30日に報告書を受理したということでございますが、受理するまでに特に環境社会配慮のところの書きぶりについては細かく再委託先と意見交換をしたということでございます。

それから、まずフローだけ簡単にご説明しますが、8ページに石油調査のワークフローが書いてございます。こちらも基本的には同じような流れで実施しております。これも経済産業省資源エネルギー庁からの受託事業でございまして、同じように経産省の入札に私どもが応札するというところから始まっております。地球環境調査と同じようなタイミングでジェットロが契約をし、ジェットロからまた公募を行うということで事業を行いました。ただし、石油調査につきましては、一次公募で案件の数が十分になかったということもあって、二次公募をしております。「ジェットロの追加公募」というのがそれでございます。従いまして、二次公募の案件は調査期間についてはさらに短かったという事情が昨年度はあったということをご理解いただければと思います。

案件につきましては、4ページ、5ページ、6ページにまず円借と民活インフラが書いてご

ございます。中身につきましては、既にウェブでもオープンしておりますし、報告書の概要をウェブに出してございますので、ご覧いただいているかと思いますが、1つ目がアンゴラのナミベ港の開発計画調査でございます。これは既存の港の役割強化ということで、隣接地もしくは沖合いにコンテナ専用ターミナルをつくるといった事業についての調査を実施したものでございます。

それから、2つ目がイラクのアッカス地区のガスタービン発電所設置計画でございまして、イラクの西のほうのアッカス地区におけるガスタービン発電所の建設計画というものでございます。

それから、3番目がインドネシアのジャワ島の高速鉄道建設事業です。ジャカルタとスラバヤの間にいわゆる新幹線のような鉄道を走らせるということで、その調査を行ったというものでございます。

4番目が同じくインドネシアでございまして、東部の島嶼地域での発電所の案件でございます。地熱の発電所でございます。

それから、5番目がカンボジアのプノンペンの新交通システムでして、プノンペンの中心と国際空港を結ぶ高架の新交通システムについての調査でございます。

6番目がフィジーのワイロア川の下流域再生可能エネルギー開発計画調査です。フィジーに既にありますワイロア発電所の下流域に流れ込み式発電所をつくるという案件でして、その調査を行いました。

7番目はフィリピンの地上波デジタルの放送網整備です。これは、ご存じのとおり、現在いろいろな方式のデジタル放送がございますけれども、日本方式をぜひ普及させたいということで、フィリピンにおける地上波デジタル放送の可能性についての調査を行ったというものでございます。

それから、8番目がベトナムのホアラック宇宙センター設立及び技術支援です。ホアラックハイテクパークは、ベトナムでもその開発に重点を置いているハイテクパークでございます。そこでの宇宙センターの建設事業についての可能性評価調査をしたというものでございます。

9番目でございますが、これは公募案件ではございません。緊急ニーズ案件ということで、委託元である経済産業省と我々で仕様書を示して、それに対して入札を行ったものでございますので、いわゆる公募案件とは違うものでございます。その仕様に対しての応札者が野村総研で、ベトナムの南北高速鉄道の資金調達計画についての調査を行ったというものでございます。

以上が円借案件です。6ページが民活案件でございます。

1つ目はタイの西部にある港の開発計画です。タイの南西部開発に資するように港湾の開発をするということで、既存の港を深くするといった計画について調査を行ったものでございます。

それから、2番目がベトナム案件でございます、ハノイの水道事業です。いわゆるPPPで実施するというので、その案を検討した調査レポートでございます。

3番目はやはりベトナム案件でございます。ハノイとハイフオンの間は約100キロあり、既存の鉄道があるわけですが、そこをリノベートして貨物輸送をより効率化しようという調査でございます。

それから、4番目はインドネシア案件です。これは民活4件の中では、公募ではなく仕様書がある案件でございます。いわゆる対話型案件ということで政策対話の中から出てきたニーズに対して調査を行うというものです。バンドン市の中にGedebageプライマリーセンターというものをつくりたいということで、既に場所が特定されておりますけれども、そこについての調査を行ったというものでございます。

以上、この13件が円借と民活案件でございます。

それから、石油調査につきましては5件と申し上げましたが、9ページ、10ページに書いてございます。1つ目がイエメンの東部、石油・天然ガス未探鉱地域における探鉱の促進と協力ということで、これはマスタープランをつくる案件でございます。リモートセンシングで調査をして探鉱可能性について調べようという調査を行った案件でございます。

2番目がサウジアラビアでございます。サウジアラビアのメディナとかヤンブーといった地域に工業コンプレックスがございますけれども、そこでの新しいプロジェクトの概念設計の調査です。

それから、3番目が、同じくサウジアラビア案件でございます。これはサウジ・アラムコが対象でございますけれども、工場から出る排水の再生利用をするための調査を行ったものでございます。

それから、4番目がアラブ首長国連邦の案件でございます。既存の製油所、肥料プラントのエネルギー効率の向上等を目的にした廃熱利用の温度差発電・造水システムの導入可能性を調査した案件です。

最後の5番目がトルクメニスタンの案件でございます。トルクメニスタンにありますトルクメンバシの製油所の近代化ということで、処理に悩んでいる残渣油を改質して軽質油に分解し、それを販売し経済性を高めるというプロジェクトについての調査でございます。

以上、13件と5件、合わせて18件を20年度実施したわけでございます。

それから、21年度も既に事業が動き始めておりまして、簡単にこちらもご紹介をしておきます。どんな案件が採用されたかというのはウェブに出ておりますので、既にご覧になられたかもしれません。こちらも内容の紹介ということではなくて、簡単に数字だけご説明しておきます。基本的には20年度と同じ構造になっておりまして、地球環境適応型云々ということで、円借と民活案件の調査があります。それから、石油調査、それが資料の8ページから書いてございます。前者の円借と民活につきましては案件数が14件ということで、3ページから6ページにかけて載っております。石油調査につきましては7件の採択案件が10ページから11ページに載っております。これらにつきましては、今まさに契約作業をしているところでございまして、最終的にどんな形になるかというのはこれから固まってくるという段階でございます。

基本的な大きな作業の流れにつきましては、スケジュールは変わらないのですが、前者の地球環境適応型調査につきましては、大きくフレームワークが今年度変わっております。2ページをごらんいただければと思います。経済産業省の入札があるということについては同じで、経産省の受託調査ですが、今回応札したのはSNCと書いてございますが、新日本監査法人でございます。新日本監査法人が経済産業省から受託を受けて事業の実施を行うという形になっております。ジェトロはその下に入っております、案件形成の管理、報告書を作成する等々の監理を行っていくという形になっています。全体のスケジュールはそこに記述してあるとおりでございまして、既に審査委員会を開催し、採択案件が6月末に決まり、今契約交渉をしているということでございます。調査スケジュールもそこにあるとおりでございまして、最終的に2月の中旬までに報告書を仕上げるという日程になっております。

個別の案件については時間もありませんので省略いたします。ご覧いただければと思います。

なお、今申し上げましたように、ジェトロが新日本監査法人から再委託を受ける形で事業を進めているわけでございますけれども、公募要領の中にどう書いてあるかというのは7ページの別紙3にご参考までにつけております。「新日本監査法人は、以下にあげる業務の全部あるいは一部をジェトロに委託しております」ということで、明確にジェトロの位置づけが書いてあります。また、「ジェトロの環境社会配慮ガイドラインの説明」ということで、具体的にガイドラインに配慮して調査をしてくださいということも公募要領の中に書いてありまして、環境社会配慮については、これまでと実態上変わらない形で事業を動かしてまいります。

石油調査は20年度と変わっておりません。経済産業省からジェトロが受託をするという形になっておりまして、全体のワークフローは9ページに書いてございます。地球環境調査とは

ば同じようなスケジュールで動いているということでございます。

案件につきましては、10ページ、11ページの7案件ということでございます。

以上が全体案件の説明でございます。環境社会配慮の部分にどのように対応したのかということは、作本審査役からまとめてお話をいただくわけですが、私どもがどういう監理をしてきたかということについて簡単にコメントだけさせていただきたいと思っております。

資料5-3cという1枚紙がございます。タイトルが「ジェットロ環境社会配慮ガイドライン・チェック項目リスト」というものでございます。ガイドラインをつくった時にも委員の皆様から最終的な報告書の中の項目、表現ぶりなどについて、いろいろご指摘をいただいたわけですが、具体的に担当者が再委託先の企業と報告書の書きぶりについて議論していくときに、こういう項目はきちんと書けていますねというチェックをするために、こうした項目リストを使っています。ガイドラインから抜き出したものでございますので、見覚えのある項目が並んでいるかと思っております。プロジェクトの背景・必要性等ということで、そこにあるような3項目。それから、プロジェクトの実施に伴う環境改善効果と環境社会面への影響ということで8つの項目、というような形で書き出しております。当然のことながら、必ず書く項目と、可能な範囲で書く項目も含めて、一応項目としては全部ここに並べています。この項目リストに従って、担当官が報告書のチェックをし、また、作本審査役からのアドバイスをいただきながら何回か委託先と往復をさせながら報告書を仕上げたというものでございます。その最終的な仕上がりが先ほどお手元にお届けした紙のファイルの中の環境社会配慮の項目ということでございます。最終的に世の中に出るのはこの報告書でございますので、これがどのようなクオリティーになっているのかということをご覧いただいて、私どもの監理体制がうまく機能しているかどうかということをご意見を賜ればと思っております。

20年度の18件の案件について簡単にコメントだけさせていただければと思っております。先ほどの資料5-3aでございますが、アンゴラの案件からざっとコメントをしていきます。アンゴラの案件は先ほどのチェックリストはすべてカバーしております。経産省から受託した我々が、この報告書は良いです、これは悪いですとは言えないのでなかなか難しゅうございますし、特に、最終的にはどうしても報告書の質は、その調査をされた方の技量も含めて、それから調査期間の長さ等々いろいろなファクターによって決まってくるので、なかなか難しいわけですが、このアンゴラ案件というのは非常に上手に整理をされた案件かと考えます。

それから、イラクの案件でございます。これにつきましても、比較的きちんと書けたかと考えますが、環境改善効果であるとか、それから他の選択肢との比較の項目がなかなか書き切

れなかったというのがポイントかと思います。案件の性格もあって、この地点にこれをつくるということまで決まっていると、その代替案は書きにくいということかと思います。

次に、インドネシアの高速鉄道でございます。これについては必要な項目をほぼ網羅したと考えておりますが、将来予測のところが少し書き切れなかったところです。

4番目のインドネシアの東部地域の小規模地熱でございます。これもほぼすべての項目を書き出したかと思いますが、1つ書けなかったのは、プロジェクト全体の他の選択肢との比較でして、これは難しかったのかと考えております。

次が、プノンペンの新交通システムです。これは包括的にきっちり書けています。

それから、フィジーの案件です。これも代替案の検討などはきっちり書けていたかと思いますが、環境のところの将来予測等が書き切れなかったことと、基本的に実施機関と会うことになっているのですが、実施機関との協議が書き込めなかったところです。

フィリピンの地上波デジタル放送案件もほぼ項目を網羅しています。もともと地上波デジタル放送をつくりたいという調査なので、他の代替案との検討というのは基本的には出来ず、そういう項目は書き込めていないということです。

次に、ベトナムのホアラックの宇宙センターでございます。これもほぼ全項目を書いているわけでございますが、これはホアラックハイテクパークにつくるという案件ですので、他の選択肢というのはなかなかなく、そうした項目は書き切れません。それから、実施機関である宇宙技術研究所との協議はなされているのですが、環境影響に関しての意見交換は、そういった宇宙の専門機関とはできないということで、そこが書き込めなかったということです。

それから、ベトナムの南北鉄道案件でございます。これは資金調達の調査でございますので、プロジェクトの背景とか必要性といったものはそもそも書く形になっておりません。従って、項目としては必ずしも全部をカバーしていません。実施機関との協議についても、項目としては入っていないということです。

それから、民活案件です。まず、タイの港の案件でございます。これは対象となる各港湾ごとに項目の洗い出しまできちんと書けたと思っております。

それから、ベトナムのハノイの案件ですが、これも基本的にはほぼ全項目が書けておりますが、環境改善の項目については他の選択肢との比較が書き切れなかったかと思っております。

それから、ベトナムのハノイ～ハイフオンの案件でございます。これも基本的にはすべての項目を書いておりますが、鉄道事業者との協議についての記述はありません。人民委員会とは意見交換をしたので、その記述はありますけれども、必ずしも全部がカバーできなかったという

ことでございます。

それから、対話型案件のインドネシア案件です。これはもともと政策対話の中で先方からやってほしいというリクエストがあつて実施しておりますので、選択肢というものは書けないという性格のものでございました。

それから、次に石油の5件でございます。リストは9ページでございます。イエメンの案件は、これは衛星画像解析を行うという調査なので、なかなか他の選択肢との関係が書けないという性格の案件かと思ひます。

次に、サウジアラビアの案件でございます。これは採択候補地が既設の工業開発地域内であるため、環境社会影響も多くを書くという性格のものではありませんが、現状分析、将来予測のところなど必ずしも全部は書けていないというものでございます。

それから、サウジ・アラムコの工場排水の再生利用の案件です。これは代替案も含めて書けていない項目が幾つかあるということでございます。

それから、アラブ首長国連邦の石油下流部門の環境対応型省エネ発電でございます。基本的にすべての項目をカバーしておりますが、実施機関との協議は実施したものの、環境についての協議はなく、その記述がないという形になっております。

最後に、トルクメニスタンのトルクメンバシ製油所の案件です。これも既設リファイナリーの近代化の調査でございますので、他の選択肢との比較の記述はないという形になっております。

今回、実施してみまして、なかなか難しいなと感じます。いろいろな項目をきちんと書いて頂かなくてはいけないわけですが、やはり書ける項目、書けない項目が案件の性格によっても出てまいります。さらに、実際に調査を実施される方のいろいろなファクターも含めて、必ずしも全部の項目がカバーできていないということにもなります。その中で作本審査役からもかなり膨大な指摘を委託先のほうに出していただいて、それなりのクオリティーにして最終的にはこの報告書の形にしてきたというものでございます。そのあたりをご覧いただければと思ひます。

長くなりましたが、私からは以上でございます。

○原科委員長 どうもありがとうございました。大変これは対象案件も多いですし、個別にそれぞれ大変な努力をされたと思ひますので、ちょっとこの部分は我々も少し時間をかけないとわからないと思ひますけれども、ざっと全体の様子を今ご説明いただきました。

それでは、ちょっと予定時間を少し超過気味ですけれども、環境社会配慮審査役からもご説

明いただければと思います。

○作本環境社会配慮審査役 それでは、お手元資料5-3dをもとにご紹介させていただきます。

ただいま清水部長のほうから平成20年度の18件の事業の概要及び環境社会配慮面の関連事項等ご紹介がありましたけれども、私のほうからこの資料に基づいて昨年度の事業に対する環境社会配慮レビューというようなことをご紹介したいと思います。

内容は3つありまして、これはガイドライン適用の初年度だったということで、まず制度的にどうか手続的にどういうところに我々は注意してこれを組み込んだかということをまずご紹介して、1番目です。2番目に具体的にこれは筆者が我々ではなくて外の人ですから、この報告書の執筆者に対してどのような指導とか指示を行ったかということになります。それに関連して、幾つか書類をつくりましたので、この中におさめておきました。最後に私の印象でありますけれども、今後の改善点への期待も含めまして数点をご指摘させていただきたいと思っております。

それでは、まず1番目の手続面の充実ということで、こういうことをやったというちょっと手前味噌になりたくはないですが、ご紹介したいと思います。

先ほど清水部長からありましたように、この一定の手続、流れの中で応募段階、中間報告段階、さらに報告書の作成段階、さらに今現在ですが、諮問委員会、この段階ということで分けられるかと思っております。応募段階では、先ほどもう既にご紹介もありましたけれども、いわゆる応募マニュアルという書類がありますが、その中で環境社会配慮についての注意というか記述というものをあらかじめ入れております。これに伴って公募の説明会も行うわけでありましてけれども、そこでもこの環境社会配慮はきちんと記入するようという事前説明も行っております。スクリーニング様式、これはJBIC/JICAさんのを参照させていただいておりますが、こちらでのこの様式を利用させていただいて、そこでの項目チェックというものをやっております。それを私どもの担当部と私自身両方でチェックするというのをやり、さらに私のほうからそれに対するコメントをつくるというのをこの段階でやっております。

次に、スクリーニング様式から環境社会配慮担当者、いわゆる原稿執筆担当者であります、そういう人がいるのか、いないのか。調査体制が十分かどうかというようなことを確認いたします。あと、この段階でまたさらにプレゼン報告というものをやっておりますけれども、企業の人たちが中心であります、そこに対してコメントを私どもから出させていただくとい

うことがあります。

あともう一つ、案件を採択する委員会があるわけですが、そちらのほうでも外部の環境の専門家が入っておられるということでもあります。採択決定が行われた案件については、ネット上で、案件の概要及び環境影響の有無、スクリーニング結果であります。これを公表する、掲載するというをやります。もう採択が決まって、さあこれから調査が始まるという段階であります。その段階で中間報告というものがあります。ここではまた直接調査者が来て、どういうふうに調査するかということ報告するわけですが、報告書の執筆方法について注意書きを私どもがつくっておりますので、それをできるだけ徹底すると。あと環境社会配慮に関する記述方法、これちょっとやり過ぎかとは思いますが、やはり不特定多数の執筆者でありますし、環境社会配慮に対する理解度も違うということで、記述方法あるいは注意書きというものをつくっております。内容は後でご紹介いたします。この中間報告段階で、これは口頭でありますけれども、コメント等をこちらも行いうということなんです。

調査報告書を作成する、これはドラフトが出て、これから印刷に向けての段階になりますけれども、まず最低限の報告書の質をどうしても向上させたいことがあります。環境項目の洗い出しあるいは指示以前にまず報告書自体の文章そのものでもいろいろ意味不明な箇所等もありますので、そういうところも含めてまずその指摘から始めております。ドラフト段階で先ほどの項目が入っているかどうか、書きぶりはどうかあるいは断定が多過ぎるかというようなことを調べています。さらにその上で、恐らく1回ないし2回程度でありますけれども、筆者に対して修正あるいは訂正等を具体的に指示するというをやっております。最後の段階では、報告書の納品後でありますけれども、ジェトロのビジネスライブラリーで報告書を公開する、あるいはこのような諮問委員会を開催して皆様方からのご意見を賜うということをやっております。

2番目に移りますが、執筆者や各報告書に対して行った指導というのは次のような内容であります。先ほどの内容とダブっていることもありますけれども、個々の報告書ドラフトが提出された後で、それぞれの文章や表現に対してコメントあるいは注意というものを具体的に文章で実施しております。2番目が執筆者の数が多いということでもあります。執筆者も多方面にわたることでもありますので、各執筆者に対して全体的に注意が及ぶようにということで、2つの書類をつくりました。ここに添付しておりますが、1つはJ B I Cの資料を参照させていただいておりますけれども、環境社会配慮項目というものを洗い出しする上で、簡単になるためにチェック項目を一覧表にしたリストというものをつくっております。添付の資料で小さな表で

ありますけれども、丸、三角印ということで、例えばダムをつくる場合には水質何とかという
そういう各項目を洗い出す上で使っていたきたいというものであります。

2番目が注意書きというものでありまして、報告書の実際の書きぶりに対するご注意を申し
上げるといことでありますが、ちょっとそちらの内容に入らせていただきますと、そこに一
緒に添付されているものでありますけれども、調査報告書作成に当たっての環境社会配慮記述
に関するご注意というような内容であります。この第2パラグラフになりますが、この事業の
特徴というのをまず2点謳っております、まず第1は、ジェットロ調査はいわゆるJ B I C /
J I C Aと違うと。F S調査前のいわゆる予備的段階での調査であるということがどうしても
大前提です。第2番目は、環境社会配慮項目を幅広く洗い出す、これがこの事業の究極の目的
であるということをお記させていただいております。具体的に報告書を書く上で次のような点
に気をつけてくださいということで、次に10項目ぐらい並べてあるわけです。

1番目がいわゆる上位計画との関連づけ、マスタープランがないと、例えば大規模なインフ
ラ事業においては住民移転、土地収用いろんな問題が起こり得ます。そういうことで、やはり
この上位計画との関連づけ、これはどうしても必要であるというような書き方でありまして、指
示であります。

次に、この2つ目は幅広い洗い出し、これは言うまでもありませんけれども、発生し得る環
境項目を網羅的にまず出してもらい、これが私どもの務めであるというふうにご考えております。
例えばここでは途上国での事業も多いわけですが、例えば道路の建設工事におきまして、騒音
だとか景観、こういうのは先進国でも問題になりますが、途上国では問題にならないこともあ
ります。そういうような場合にもこれを網羅してもらいというふうなことが私どもの考えの中
にあります。

3つ目は予備調査、これも調査の点から出てくるわけでありまして、やはり初期段階で出さ
れてきますスクリーニング様式では、この事業から環境影響は起こらない、生態系はいない、
人は見かけない、そういうような断定的な書きぶりが多いわけです。ここに書いてありますが、
生態系への影響はない、沖合いでの工事である、海岸への影響はない、動物は見えなかった、
あるいはもっと難しいのでは国有地だから不法占拠はあり得ない、こういうような表現が幾つ
か見られるわけですが、こういう断定的な不用意な書きぶりというのはできるだけ避け
ていただきたい。調査者が仮によく現地を知っていて、わかり切っている場合でもジェットロ調
査ではこれを読む人というのは外部の人でありますので、現地感覚に疎いという方もおられま
すし、そういうことで無理な断定を行わず、きちんとこれらの議論を整理する。あるいは難し

い点、例えば水の流れの調査、1年かかる調査でありましたら、それはJ B I C / J I C Aの本格調査への送り事項として交通整理をしてくださいというようなことをお願いしております。

次に、環境社会配慮の担当者というのが置かれているわけですが、できるだけみずから現地踏査をしていただきたい、これは願望でありますし、そのように書かれた根拠は全くありません。ただ、やはり現場を見ていただくことによって、より社会配慮の側面の理解が促進されるということがあります。私どもガイドラインはもう既に繰り返すまでもなく、実施機関との協議であります。実施機関との協議を通してその結果を報告書に書き込むということですが、やはりできるだけ現場を見るということは、それをよりよくする上で大事なことでないかということで、私は勝手にこういう指示をさせていただいております。

次に、ガイドラインの環境配慮項目というのは必ずしも現地、多くの場合は途上国であります。ここでの環境アセスメントの法制度の中でうたわれている内容、要件とは違うということがあります。もう簡単に言いますと、途上国の場合には社会配慮まで含めたアセスメント法というのはほとんど見当たらないということでもあります。それに対して、私どもジェトロ、J I C Aとかがより高いレベル、高次でそれをお願いしている、要求するというので、そのギャップが必ずしも埋め切れるかどうかということが次の問題を引き起こす可能性になるということでもあります。

次は、戦略アセスメントの理解を導入する、これは具体的には難しいわけですし、考え方をどうやって導入するかということにとどまるわけでありましてけれども、ダムなどにおいて二次的な、累積的なこういう影響についてもできるだけ注意してください。周辺地域あるいはアクセス道路、富栄養化、伝染病、農漁民、こういう人たちに対する補償、こういうようなことも眼中に入れながらこの考え方をできるだけ導入してくださいというような形で指示をしております。

次に、重要な検討事項というか、調査が難しいような事項についてはやはり将来の本格F Sに申し込む、送り込むと。これは先ほど申し上げたとおりであります。事故等のリスク発生の可能性にも留意する。J B I Cのリストには事故という項目があるわけですがけれども、やはり途上国の場合には自然条件等が脆弱ということもあります。次の項目にかかりますが、現地の自然地理条件あるいは社会状況、こういうようなものをよく注意しながら報告書をつくっていただきたい。あと、次は現地の文化社会、これは言うまでもありませんが、文化社会、価値観、こういうようなところは報告書を書く上でとても重要だということでもあります。

次は需要予測、これはしばしば難しい問題を引き起こすわけでありましてけれども、特に道路

に港湾あるいは空港と、こういう大型のインフラに関しましては、やはり公式どおりに既定の倍数を掛けるだけではなくて、現地社会の実態の変化、動向、こういうようなものをきちんと把握して自分の実感をもって書き込んでもらいたいというふうにお願いしております。

あと、次は環境改善を目的とした事業、これは例えば最近ですとバイオの事業、そういうものが増えておるわけでありましてけれども、やはりエコフレンドリーという目的を持った事業であっても、必ずしもそれが環境を破壊しないという保障はないわけでありまして。例えばジェットロファ、今流行っておるわけでありまして、こういう事業にあっても大量の水をくみ上げれば環境影響が起り得る可能性はあるということで、必ずしも一枚岩ではないということをご注意申し上げております。

次は、報告書の品質管理、これはもう最低限のことでありましてけれども、報告書自体の質の管理を引き上げるためにどうするかということです。前後の記述が食い違いのないようにするようなことをできるだけお願いしております。そういうことが私どもからの注意であります。

最後にちょっと若干印象でありますけれども、1年間担当させていただきまして、やはり私ども一生懸命やっております、皆さんの担当の部署の方も、本当に一生懸命やっています。夜遅くまで何度も何度も報告書を読み重ねて、必ずしも企業の方が聞く耳を持たないこともあるんですが、それでも書き入れ込んでくれるようにということをお願いしているわけです。そういうことで、私のむしろ最後の印象といたしましては、(3)になりますが、報告書執筆者の執筆能力といった点について、最後に触れておきたいと思っております。公害防止を中心に活動、仕事をされてきた技術系の方がやはり執筆者に多いということを感じました。比較的新しい分野の社会配慮、これについてやはり知識が少ないことが多い、期待するような、我々が期待しても結果が出てこないというようなことがしばしばあります。かといって、私どもが応募段階でこの応募者の調査担当能力まで調べるということはできないという問題があります。

②番目、やはり出張時に団体で調査に向かうことがある。短期間で1週間、10日で調査するということになると、やはり団体のまとまりもあります、現地のコンサルからのヒアリング等もあります。そういうようなことで、この現地コンサルがつくった報告書、これに依拠する場面が多いんですけれども、現地のコンサルが現地の人である場合に、いわゆる社会配慮の意味が国内で制度化されていないわけですから、よく伝わり切れないことがある。そこにギャップを生じる原因があるのではないかという気がいたします。

③番目、担当の執筆者は、必ずしも調査経験の深い人たちだけではありません。JICA、JBICとこれは決定的に違うところでありまして、いわゆる報告書の執筆関連の調査の経験

が少ない人も含まれているということでもあります。

④番目、この相手国のアセスの法規制をクリアすることにやはり関心を向ける企業の方が多いと。私ども先ほども申し上げましたけれども、それよりも高次の高いレベルの環境配慮、社会配慮というものをお願いしているというようなことで、現地に行ってみたら、それにかかわるデータがほとんど見当たらない。ベースラインデータというものが見当たらない。そういうような中で、この執筆者が当惑してしまう、あるいは調査方法が見つからないということはよくあるのではないかと思います。

⑤番目、環境社会配慮関連の調査でちょっと前の箇所にもダブりますが、現地コンサル等にお願いしていると。その英文成果を十分に吟味せずに翻訳作業に追われてしまうというようなこともよくあるかと思います。それにさらに現地を踏査しないような場合には、環境社会配慮項目の認識が抜け落ちてしまうというようなこともあり得るのではないかと。これは推測でありますけれども、考えられます。

最後に⑥番目であります。執筆者はみずからの執筆部分について説明責任を直接要求されることも少ない。ここに来てしゃべるといふわけじゃありません。そういうようなことで、間に立っている事務の担当の方はかなり苦労されて書き込むようにお願いしている。そういう意味で緊張感が少ないということも否定できないのではないかと思います。

あと、最後は時間的制約ということで一般的なことでありますが、やはり報告書をつくるに当たって、余りにも時間が短い。もっと時間を私どもかけたいわけですが、印刷前の編集にほとんど時間をかけられないのが実態であります。あと、やはり人員の問題、ほかの機関も同じでしょうけれども、十分な時間を短期間に集中的に入れられないということが私どもの原因かと思えます。そういうようなことで、ぜひ皆さん方から、ぜひご忌憚のないご意見を賜りたいと思うんですが、やはりこの報告書作成に当たっての限界といたしまして、やはり委託作業ということで、こういうようなガイドラインをいかに当てはめるかということに重点を置いてやっているわけでありまして。ただ、私どもがこの調査をみずから実施というか、現地に行き行って書いているわけでもないし、執筆者は別にいて、その人たちにこのように書いてくださいということの注文をつくっているわけですね。ですから、これから皆さん方からご意見等を賜ることになるかと思うんですが、データそのものが正確なのかどうかとか、あるいはそこに動物がいたのかどうか、森林はどうだったのかということ、万一我々に質問されてもわからないことが、誠に申しわけないんですけれども、かなりあるのではないかとということが想像されます。ただ、私どもは皆さん方からご意見を賜って、やはりシステムとして将来的により建設

的で役立つものに変えていきたいので、是非是非そういう意味ではご意見を賜りたいと思っております。

終わります。以上です。

○原科委員長 どうもありがとうございました。この資料5-3のところは結構今、説明していただいて、随分時間がかかりまして、中身は濃いお二人でお願いしているんですけども、どうでしょうか。ここで一区切りつけますか、それとも先へ行きますか。柳副委員長、どうしましょう。先にまだやっていただけますか。それとも……

○柳副委員長 ちょっと休憩しますか。

○原科委員長 ここで一区切りつけて。そのほうがいいかな。では、ちょっと一息つきましよう。

今のところまでで何かご質問ございますでしょうか。

○松本委員 この後議論するんですか。

○原科委員長 議論は後で。簡単に質問があれば。ちょっと一区切りつけたいと思いますが。よろしいですか、議論ということ。

今のご説明は大変に短い、半年程度ですね、調査期間は。半年弱ですから、なかなか難しい状況なので、そういう制約の中でのことだということ。それから、これに対する回答はむしろ担当された方、ワンクッション向こうですから、この場ではむしろこういう点で、それはまた確認していただきたいというお願いになるかと思えますけれども。それにしても、膨大な量なので、この場でどこまで我々が議論できるかちょっと不安なところはございます。

それでは、特に今質問したいことがこの場でなければ、先へ進ませていただきます。

では、次のご説明をお願いしたいと思います。次はジェットロ主要媒体におけるCSR関連記事掲載状況でございます。これはたくさん資料がございまして、先を通りまして、ずっと先へまいりますね。資料5-4になりますか。

○長谷川中南米課長 では、海外調査部中南米課、長谷川と申します。説明をさせていただきます。

お配りした資料5-4の資料、それから添付資料2枚ついているものが私の話の資料になります。平成20年度からこれまでにかけまして、海外調査部としてどのようなCSRの取り組みをしたかにつきまして説明をします。

まず、海外調査部関連の情報媒体について、説明します。調査部は主なものとして持っている情報発信媒体は3つあります。

まず、月刊誌ジェトロセンサーというものは発行部数が7,000部、それから日刊紙通商弘報というものは発行部数が1万部、それから年間の単行書としましてジェトロ貿易投資白書、こちら発行部数は7,000部といったものです。もちろん他にも、適宜ホームページ、それから報告書などのような形を通して情報発信をしております。先に説明をしましたジェトロセンサーに関しては、内容にしまして世界で起こる主要なトピックについて調査部で分析や考察を加えて述べる雑誌形式の媒体になります。それから、日刊紙に関しましては、通商弘報というものです。新聞のような形で毎日の出来事、主に政治経済、それから企業の動きなどを時事的に・客観的に読者に対して情報を発信するといった媒体であります。

それから、ジェトロ貿易投資白書、こちらは貿易投資の統計を踏まえて1年を振り返って過去の貿易及び投資はどうであったかといったものを分析する媒体です。いずれのこの3つの媒体の、読者として主要官公庁、民間企業、地方自治体、研究機関、マスコミなど多岐にわたっております。

平成20年度から今までにおきまして、私どもがCSRをテーマにした情報発信の件数は、お手元の表で書いてありますとおり全部で14件掲載しました。内訳としましては、通商弘報を11件、それから雑誌ジェトロセンサーに関しまして2件、それから報告書などを通して、あとホームページを通して1件になります。この表の中で、まず2つの事例につき簡単に紹介をしたいと思います。

この表のうちの2番にありますアフリカの事例につきまして、説明します。昨年5月29日に横浜で開催されたアフリカシンポジウムの2日目に半日を使い、アフリカでのCSRの取り組みについて、先進国、日本の企業などどのような活動をしたのかという内容のセッションを行いました。掲載記事はそのことを紹介しました。このシンポジウム自体は、ジェトロが世界銀行グループや経済産業省との間で共催で行ったものです。趣旨としまして、起業を行うアフリカ開発といった観点に基づきまして、日本及び米国企業のCSRの活動事例の紹介と、それから両国がどのようにCSRの取り組みが違うのか。それから、CSRの成功の秘訣としまして、やはり本業を生かしたCSR活動がよいといった内容を紹介しました。具体的には米国、ファイザー製薬によるマラリア対策や製薬メーカーのメルクによりますHIV包括プロジェクトなどを紹介し、日本企業の例に関しましては、日立建機による本業を生かしたアンゴラ、東南アジアでの地雷撤去活動などを紹介しました。こちらのシンポジウムに関しましては、参加者のほとんど、98%の方から満足をいただいております。当初のこちらのねらいどおり米国企業の成功事例は量的にも質的にも戦略的にも日本企業と異なる、それでとても参考になっ

たといったような貴重な意見を伺いました。

それから、2つ目の事例紹介としまして、この表の3、4、5、6、7、それから13、14で中南米地域の事例も紹介しました。昨年9月に中南米主要5カ国、ブラジル、チリ、ペルー、メキシコ、コロンビアにおきまして、それらの国のCSRの現状を通商弘報に掲載しました。それで、これらの記事をもとにしまして、こちらの14番に当たりますセンサーの記事、別添にあります資料を書きまとめました。やはりそのねらいとしましては、最近中南米地域などの新興国は、地元の企業のみならず、外資系企業が営利を目的としたビジネス展開といったことを行っているのではなく、やはり地域の社会貢献といったことを通じて企業のブランドイメージの向上、それからそれがひいては売り上げに役立つことといったことを日本企業に対して発信したということになります。

記事の内容を具体的に言いますと、アルゼンチン、チリなどはCSRについて過去と比べてどんどんCSRが高まっている。それから、国によりましては、ペルーなどのようにAPECの場を通じて、国を挙げてCSRの重要性を上げている国があったりですとか、それからコロンビアのように、最近のこういったトレンドではなく、やはり麻薬問題やゲリラといった問題を抱える国がある関係から、昔から企業によるCSR活動が熱心であるといった事例を紹介しました。これらに関しまして読者の反響については、やはりとても好評でありまして、上から2番目の満足といった評価を得ている次第です。やはり中南米の場合は、欧米、中国、アジアなどと比べて日本の人々に対して、まだなじみが深い地域ではないので、ある程度の評価を得たのではないかとといった手ごたえを感じております。

最後に調査部に関しては、まとめとしまして、平成20年から今までにかけて、CSRの情報発信という形で、日本企業へのビジネスの参考という目的のもと情報発信媒体でありますセンサーと通商弘報などを通じて14件、そして昨年の5月のシンポジウムはアフリカシンポジウムというような形を通じまして、日本の関係者の皆様に海外におけるCSRの重要性といったものをアピールしたということになります。

以上です。

○原科委員長 どうもありがとうございました。今のようなことでございます。何かご質問ございますでしょうか。

それでは、また何かございましたら後でお願いいたします。次へまいります。

5番目、温室効果ガス排出削減について、管理課の方、お願いいたします。

○後藤管理課長 ジェトロは平成20年3月31日に京都議定書目標達成計画と政府の実施計画に

基づいて、ジェットロの実施計画を策定しました。その中で平成18年度を基準年として、平成22年度から平成24年度までの温室効果ガスの総排出量をジェットロ平均で6%削減するという目標を立てています。この実施計画の中で策定、推進、点検等については地球温暖化対策推進委員会で行うことになっていて、6月18日に21年度の第1回目の委員会が開催されました。ここで20年度の成果について取りまとめたのがお手元にあります資料のとおりで、18年度を基準年として22年度から24年度までに6%の削減ですから、既に目標を達成しているという結果にはなっております。

ですけれども、実のところは20年度の本部と大阪本部の電気の使用料というのは18年度に比べてふえております。これは温室効果ガスの排出量の計算の排出係数が18年度と20年度では異なるためにこういう結果になっているんですけれども、電気の使用料がふえているということで、さらに電気使用料を削減していくように取り組む必要があると思っています。

それで、本年度第1回目の委員会では、21年度の目標についてはまだ議論されていて決定ではないんですけれども、一応20年度に引き続いて、お昼休みの照明消灯、それからパソコンの画面の電源を切るとか、そういうことを行っていきたいと思っています。既に20年度にパソコンの入れかえと、それから複写機の入替えをしまして、その機器による消費電力がかなり以前のものに比べて減っているものですから、それだけでもかなり21年度は削減されるのではないかと期待しています。

これで次に行ってよろしいでしょうか。今一応排出量については、削減量については……

○原科委員長 相当目標はもう大幅に達成しているということですね。

○後藤管理課長 はい、そうでございます。ちょっと簡単でしたか。それから……

○原科委員長 では、今の件はよろしいでしょうか。では、次へ進めてください。

○後藤管理課長 それから、国等による環境物品等の調達に関する法律、グリーン購入法と簡単に言われておりますけれども、これは平成12年5月に公布されて、13年4月1日から施行になりました法律です。国などの公的機関が率先して再生品などの調達を推進し、環境負荷の低減や持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目標としています。それで、グリーン購入法と言わせていただきますけれども、グリーン購入法の規定に基づいて平成20年度の国の基本方針というのが20年2月5日に閣議決定されております。これを受けて、ジェットロは平成20年度の調達方針をホームページで公表して、環境物品等の調達を推進してまいりました。この調達方針において、調達総量に対して基準を満足する物品の調達の割合によ

り、目標設定を行う品目についてはおおむね100%を目標としていたところ、目標達成率はほぼ100%という結果になりました。それで、21年度についての目標ですが、これも21年2月16日に閣議決定されておりますので、それを受けましてジェトロの調達方針を3月30日にホームページに掲載しております。昨年度と同じように、おおむね100%として引き続き目標達成に努力していきたいと思っております。

一部印刷の部分だけ、去年何か質問が出たというお話なんですけど、85%というふうになっておりますが、これは有料出版物がジェトロはございますので、その関係があったり、これ言っているのかどうかよくわからないんですが、役員のあいさつ状とかそういうものがあるものですから、100%と……いけなかったですかね。100%となかなか正直なところ言えないところで85%……

○原科委員長 では、「ほぼ」というのはこのせいなんですね、85%。

○後藤管理課長 85%達成できると一応……

○原科委員長 だからこの部分があるので「ほぼ」で、あとはもう100%。

○後藤管理課長 そうです。

○原科委員長 すごいですね。わかりました。ありがとうございました。そうすると、もう温室効果ガス排出削減は目標達成して、さらにこの調子で頑張ると。それから、グリーン調達もほぼ100%ということで、これも今年度もいけると、そんなような見通しだというご説明でございました。何かございますでしょうか、ご質問とかありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、一通りご説明いただきましたので、もう一回戻りまして、③の案件形成調査事業はちょっといろいろ中身が複雑なので後回しにして、それ以外でまず何かご質問等がございましたら。そちらから行きましょう。最初のほうは貿易投資円滑化支援事業、環境・省エネ案件ですね。それから、対日投資促進（環境・省エネ分野）における取り組み、こういったご説明をいただきましたけれども、いかがでしょうか。何かございますでしょうか。

それでは、松本委員、どうぞ。

○松本委員 松本です。

ご説明ありがとうございます。1点伺いたいのは、ご説明いただいたのは環境分野とか環境に資するという意味で行われている分野だったんですけれども、当然その環境社会配慮というのは特に環境のためにやっているわけではなくて、ビジネスの本流の中で問題が起きないように配慮するということが一つ大きな目的になっています。そういう意味でいくと、環境という

くくりの分野以外のところで環境の問題が起きないように配慮しているかどうかということが実際のところ、このガイドラインの中では大きな役割の一つだと思うんです。ほかの分野です。ご説明いただいた環境分野以外のところでも、本業の中でネガティブな影響が出ないようにしているという意味では何かチェックをされているのかどうかというのを伺いたいと思います。

○原科委員長 投資円滑化支援事業及び対日投資促進双方ですね、今のご質問は。

○松本委員 そうです。

○原科委員長 それでは、今の件、貿易開発部の方と対日投資部の方、ございましたらちょっとお答え願います。

○鈴木貿易開発課長代理 まず、貿易投資円滑化支援事業のほうなんですけれども、正直申し上げますと、人材育成とかそういう形でやっていること、それから、どちらかという資格制度とか、それから社会スキームというんでしょうか、そういった分野でやっていることもあって、ちょっとその部分については余り注意が行っていないというのが……

○原科委員長 物流の面はいかがですか。

○鈴木貿易開発課長代理 実は物流の面については、これも実は配慮というよりは直接的な活動なのかもしれませんが、今後の活動としてグリーン物流、こういったものの普及について主にアジアの中心国、タイとかシンガポール、マレーシア、こういったところを対象に事業を行っていくことで、今年度ぐらいから本格的に取り組みは始めております。ただ、こういう間接的というんでしょうか、案件が進んでいく中でいろんな生じる事象については、特段チェックするようなプロセスは踏んでおりません。

○原科委員長 それで、対日投資の。

○仲條対日投資課長 お答え申し上げます。

対日投資促進ということになりますと、外国企業の日本への進出のお手伝いということになります。私どもがお手伝いをする際の一つ一つの案件、主案件について内部での審査というのをしております。ただ、その中で環境面という点ではございませんで、ただ、その法とか規制あるいは公序良俗というんでしょうか、そこに劣るようなものについては行わないということで、複数の目でその点についてチェックしているところでございます。

○松本委員

補足ですけれども、ガイドラインの議論のときには例えばガイドラインの中の添付の表に書かれていると思いますけれども、対日投資促進であればハイテク企業を誘致するようなときの環

環境配慮というのが一つ事例としても出されています。環境分野で企業が進出してくるというのは今回の説明でよくわかったんですが、ほかの分野で進出する際に日本の環境のいろいろな規制であるとか、あるいは非常に不確実性の高い分野に対しての注意喚起であるとか、そういうことを示唆されていたらということではちょっと質問をさせていただいたので。

○仲條対日投資課長 その点につきましては、今の時点では法とか規制の部分のみで見ているところでございます。

○原科委員長 ありがとうございます。CSRということで、一方で最後のほうにご紹介いただいたように広めておられるので、そういうような観点からもこれから進めていただきたいと思えます。

ほかにございますでしょうか。

あと、それでは3番目のものではなくて、それ以降のジェットロ主要媒体におけるCSR関連記事掲載状況、それから温室効果ガス排出削減、グリーン調達、そういった点で何かご質問ございますでしょうか。

特にないようでしたら、3番のところ、資料が沢山あって大変ですけれども、3番目、資料5-3になりますが、案件形成調査事業についてということで今ご紹介をかなり詳しくいただきましたけれども、まだそれでも中身は随分ありますので、なかなか審議は大変だと思いますけれども、この件に関しましてご質問あるいはご意見いただきたいと思えます。

○松本委員 きょうは休憩なしに行くんですか。

○原科委員長 休憩なしでいこうと思いましたがけれども、休憩とりましょうか。

○松本委員 原科先生のほうが私より年長ですから、休まないでいいというのなら私は大丈夫です。

○原科委員長 2時間半だから休憩なしで。でも、もしご希望があれば。ちょっと一服しましょうか。

○松本委員 そうですね。

○原科委員長 ちょっと一服しましょう。ありがとうございます、ご配慮していただきまして。では、ちょっと休憩します。では、40分ぐらいから再開しましょうか。35分から40分の間ね。10分程度。

○山田理事 5時に出なければいけない人が何人かおられるので……。

○原科委員長 5時まで。ではちょっと休憩なしにしようかな。

○松本委員 もうちょっとですからね。

○原科委員長 5時なら。それでは、案件形成……

○松本委員 継続ですね。

○原科委員長 継続しましょうか。これはどんなふうに進めたらいいですかね。我々は助言をする立場なので、これは中身についてかなりきちっと見ていかないと助言というのは難しいですね。段取りよく進めるのが大事なんですけど、まずご説明いただいた内容についてご質問ございましたらお願いします。

これは1案件大体どのぐらいの調査規模、金額で幾らでしたか、大体。

○清水産業技術部長 5,000万から6,000万です。ばらつきは結構ございますけれども。

○原科委員長 期間も半年ぐらいですね。

○清水産業技術部長

長いもので半年、短いもの、つまり契約が後ろにずれたものについてはかなり短くなります。

○原科委員長 3カ月とか。

○清水産業技術部長 2、3カ月というものもございます。

○原科委員長 制約条件が。

○清水産業技術部長

特に緊急ニーズ案件とか政策対話案件で後から実施したもの、それから石油調査は二次公募をかけておりますので、そういったものは相当調査期間が短くなっております。

○原科委員長 よろしいですか。それでは、松本委員、どうぞ。

○松本委員 もし皆さんがたくさん質問を用意されているなら案件ごとに行きますが、もしそうでなければ全部についていいですか。

○原科委員長 まず全部について。

○松本委員 ありがとうございます。アンゴラについてからですが、できれば本当は作本さんがご説明いただいたのが非常にわかりやすかったので、ああいうふうに項目でくくって、全部に共通している話というふうにここでお話ができれば建設的になると思ったんですが、ちょっとそこまで時間がなかったものですから、個別の案件ごとに意見を述べさせていただいて、でも、個別の案件を今からどうするというわけにもいかないと思いますので、今後はこういう点をもう少し見ていただいたほうがいいのではないかとか、そういうような視点でコメントさせていただきたいと思っています。

○原科委員長 ちょっとその前に私の考えでは、今のこの時間中にきちんとした助言をするのは難しいので、スケジュールとしては少し時間をとって皆さんによく見ていただいて、ちょっ

と大変で申しわけないですけれども、それで次回意見を出したほうが良いと思うんですが。

○松本委員 次回は1年後ですよ。

○原科委員長 いやいや、もう2カ月後。1、2カ月後にもう一回会合を持ったほうが良いと思います。そうしないとちょっと無理です。これは不可能、物理的に。だから、そういう前提です。

○松本委員 それは可能なんですね。

○原科委員長 可能というか、これは委員会で決めることですから。

○清水産業技術部長 それが前提かどうかも含めて、どういうやり方かというのは決めておかないとおかしいと思います。

○原科委員長 では、それを先に決めましょうか。私はそう思います。もうそうしないと今伺っただけではやっぱりちょっと何とも言えないし、きょうこれをこの場でさっと答えたらしようがないでしょう。だから、やっぱりしっかり見る時間をとって、委員としての責任を果たしていただく。ちょっと面倒なことをお願いして申しわけないんですけれども、ということで、2カ月ぐらい先にもう一回委員会を持てば、そのときにみんな意見が出てくるんだと思うんですけれども、そんなふうに思いますが、いかがでしょう。まず、その辺を諮りましょう、そういう進め方で。

田中委員、どうぞ。

○田中委員 私どもJICAは、きょうご説明いただいた中で特に円借款にかかわる調査、これはかなり私たちのほうに仕事として、この次のステップをやるようなものも相当入ってくると思います。その場合にJICAではご存じのように、外部の審査会がありまして、そこで議論をしていただくに際して、やはり事前に情報をお渡しして読んでいただく時間をちゃんとつくって、そして助言を受けるという形にしておりますので、やっぱりそういう形が必要じゃないかというふうに私は思います。むしろそういうほうがJICAが次のステップでマスタープランなり、あるいはフィージビリティスタディを行うに際しても非常に有効な議論ができるのではないかと、そういうふうに感じております。

以上です。

○原科委員長 清水さん、どうぞ。

○清水産業技術部長 今の田中委員のご意見については異なる考えがございます。これらの案件調査は実際に審査をして進めていくという目的ではないわけです。つまりこれらの案件をこれから実際に事業として進めるのであれば、まさにこの報告書についてご議論いただいて、あ

そこが足りない、ここが足りない、ここを直しましょうという議論をしていけばいいと思います。しかし、まさに先ほど松本委員がおっしゃったとおり、これらの各調査案件はもう昨年度作業が終わっている案件です。従って、どんなコメントを頂きたいかという、これらから出てくる共通項として「やはりこういう監理をしないとなかなか案件形成の報告書のクオリティが上がらないのでは」というコメントを頂戴したいわけです。この中身がおかしい、あそこがおかしいのご指摘を受けてももう直せませんので、むしろ、ではどういふことをそこから我々は得なくてはいけないのか、つまり、18本の報告書の中から共通項的にクオリティの向上につながるご指摘をいただければ大変ありがたいと思います。報告書の中に入り込んで幾ら議論をしても、これはもうある意味どうしようもないかと思えます。JICAさんの審査委員会というのはまさにその案件をこれから進めましょう、何年かかけてそれをきっちり議論していきましょう、というプロセスです。従って、その報告書を皆さんがご覧になって、ここがおかしい、あそこがおかしい、ここを追加しようという議論をするのでしようが、ジェットロ調査は、それとは明らかに性格の違うものであると考えます。我々はこのアウトプットである報告書を見ていただいて、ここがちょっとミスリーディングだとか、ここはもうちょっとこういうものがあつたら良い、というように言ういただければ、大変ありがたく存じます。それ以上報告書の中に入り込んでも、受託調査という性格も含めてですけれども、対応が苦しくなってしまうというところをご理解賜ればと思います。

○田中委員 よろしいでしょうか。今の点につきましては、このガイドラインの策定の委員会 のときもいろんな議論を行いましたけれども、JICAの場合もJBICの円借款の皆さんと一緒に なってからは調査も協力準備調査事業と名前は変わりましたが、FSとかマスタープランもやっぱりやっ ぱりやっ ていくわけですね。その中で私たちも同じように調査をしていくわけですけれども、それが本当に円借款になるかどうかはまだわからないわけ です。その中で、例えばマスタープラン調査の一番最初の段階、それは調査を始める時点ですね。それから中間時 点、それから調査の報告のドラフトペーパーを出した時点、そういった3つの段階でやはり議論をするような形をこのJICAガイドライン上、特にカテゴリーA案件なんかはきちんと取らな いといけないんです、私たちも。

そういうやり方をしておりますので、この皆さんの案件というのも将来JICAのほうの仕 事に円借款としてつながるような案件であれば、やはりそこはいろいろ議論をさせていただく ということは、私たちにとっても非常にそれはありがたいと思っています。1年目はもう既に 終了した、調査が終わりましたという案件で、私たちもここで議論しても、もうそれ以上何も

言えないんですけれども、例えば21年度今これからやろうとまさにしているような案件にここの議論を例えば反映させていただいて。後でちょっと申し上げようと思ったんですけれども、昨年度、20年度の案件の中にスクリーニングフォーマットというのを使われて書かれていたものを今ちょっと拝見したのですけれども、実はそのスクリーニングフォーマットについてもJICAが現行で使っているものとJBICの皆さんが以前使っていたもので中身が違うんですね。今の方向はJICAが使っていたそのスクリーニングフォーマットを今後も使っていこうという議論を有識者会議でもしておりますので、それを使っただけのほうが私たちのほうは非常に皆さんのお仕事がいい方向につながっていく可能性が高くなりますので、そういった点も含めて、ここで申し上げたことは次年度のものに生かしていくというほうがむしろいいと思います。去年行われたものに対して、ここがどうですと言っても、それはもう調査が終わっているわけですから、サプロフとかそういうような仕組みでまたやりますなんていう話はないと思いますので、それはそういうご議論にきょうはなるのかなと思っております。

以上です。

○原科委員長　そういう意味では、メインは先ほど清水部長がおっしゃったようなことだと思います。報告書のクオリティーを高めていくと。それに加えて今、田中委員がおっしゃったような今後のための報告書の質を高めるだけではなく、全体の案件形成にもかかるような情報をいろいろ付加的に、我々は助言するわけですから、そういうものももし捉えていけば加えたいと思います。いずれにしても、そういうことになると、中身をもうちょっとよく見ないとどっちにしてもそれ判断しにくいので、そういうような段取りをとらなければ。若干読む時間をとって、改めて2カ月ぐらい先に意見を皆さんから整理して出していただくというようなことをしないと難しいかなと思います。

今、この段階、この瞬間でもう松本さんもかなり意見を整理してあるような印象もありましたけれども、出せる場合は出していただいて、ただ、ほかの委員全員はそうはいかないと思いますから、そんなふうなことになると思いますけれども、いかがでしょうか。

どうぞ、清水部長。

○清水産業技術部長　我々の頭の整理としてのこのプロセスですが、事前に要約についてはウェブに出す。それから、図書館に報告書を開示する。それから、委員の皆様にはご連絡をしたかと思いますが、事前にもし必要であれば報告書のコピーをお届けすることも可能ですので、ご覧いただいて、その中から「やはりこういう点をもう少し対応していただくとクオリティーが上がりますね」というようなご意見を本日賜って、それをご助言として、今年度以

降、ガイドラインで言うところの次年度以降、の事業に反映させていくというプロセスを考えていたところでございます。ですから、本日、ご議論賜れば非常に有難いと感じていたのですが、時間的に報告書をオープンにしたのが2週間ぐらい前でございますので、なかなか読んでいただく時間が……

○原科委員長 資料が届いたのはおとといですよ、私の手元に来たのは、資料。おととい届きました。だから、ほとんど不可能です、これは。

○清水産業技術部長 それはまた随分遅いのですけれども。

○原科委員長 それはそうでしょう。

○清水産業技術部長 それは委員会の資料でございまして、そうではなくて報告書自体は我々は6月29日にオープンにしております。

○原科委員長 そのことは私も知りませんよ。みんな知りません。

○清水産業技術部長 いや、ご連絡をしているはずですよ。

○原科委員長 だれも知りません。

○事務局（柴田） 申しわけありません、ご連絡はさせていただいておりました。

○原科委員長 郵便で来ましたか。

○事務局（柴田） まず、最初にウェブに掲載されましたご案内を7月1日のメールでもって……

○原科委員長 それは郵便でくれましたか。

○事務局（柴田） 郵便で差し上げたのはその後、7月の……

○原科委員長 メールというのはほとんど我々は見ないことがあります。

○事務局（柴田） 7月の何日かに郵便でまず差し上げております。申しわけありません。ただ、速達で出したんですけれども、手元に届いたのがおとといだというふうに伺いましたので、その点については申しわけございません、こちらのほうの手順が遅くなりまして申しわけありません。

○原科委員長 ただ、今回は難しいですね。不可能ですね、これは。

○清水産業技術部長 すみません。郵便で出したというはきょう本日の委員会の資料のことではないのですか。

○事務局（柴田） きょうの委員会の資料です。

○清水産業技術部長 そうではなくて、私が申し上げているのは報告書がオープンになったということをご連絡したのはもっと前だと申し上げているのです。

○事務局（柴田） それはご連絡したのはもっと前です。6月の29日にオープンして、その翌日ぐらいにメールで差し上げてご案内を……

○原科委員長 もっと前から早く案内して、29日にオープンして30日に連絡してといっても、今10日でしょう。これ8日に届いているんですよ。だから1週間しか変わらないんです。そんな1週間で皆さん時間とれると思いますか。不可能ですよ、それは。

○清水産業技術部長 違います、先生。届いたことと今のオープンにした話は全く別の話です。郵便で送ったというのは本日の資料であって、私が申し上げたのは報告書の話です。

○原科委員長 いや、それはわかっています。1週間前に報告書が公開になった話は、6月29日にでしょう。30日に連絡された。でも、みんな知らないですよ、これ。そんなの不可能ですよ。世の中の通常の社会のあり方で、そんなことは不可能ですよ。それだったらきちんとした形で明確に委員が認識できるようにいただかないと。私でさえわからないんだから。全委員が認識していないんだから。

○清水産業技術部長 すみませんでした。メールでご案内を差し上げておりましたけれども、皆さんがお気づきになられなかった点は誠に申しわけありません。

○柳副委員長 ホームページにアクセスして、それをダウンロードして見るなんていうことはほとんど不可能だと思います。そういうような情報の提供の仕方というのは、やっぱりちょっと非常識だと思いますね。

○清水産業技術部長 どういうふうに読んでいただくためのアローアンスをとるかという点がなかなか難しいところです。報告書ができ上がって納品してオープンにできるタイミングと、この諮問委員会の間が非常に短いものですから、とにかく早く委員の皆様にお知らせしなくてはいけないということで、そういうお知らせの仕方をしたところです。ハードコピーを18冊お送りするという方法もあるのかもしれないのですが、さすがに分量も多うございますので……。

○柳副委員長 それもまた非常識ですね。

○清水産業技術部長 ですから、なかなか情報をお手元にお届けするというのは難しいというのが、悩んでいる点でございます。

○柳副委員長 要するに基本的に今日いただいたこの環境社会的な側面の検討と、それから、事前にお送りいただきましたけれども、報告書の要約、これを照らし合わせながら少し見る時間をいただければ、それで先ほど清水部長が言われた方向性で一応チェックしてみると。それで、作本審査役もお書きになっているこのスタンスと照らし合わせて、何か過去、去年の経験

から新しい年度に向けての前向きな助言ができるかどうかということを考えてみたいと、そういうふうに多分委員長もお考えになっていると思いますけれども、私もそういうふうに思っております。

○清水産業技術部長 私もそれに反論しているわけではありません。報告書を読んでいただく時間をどうやって確保するかというところが最大のポイントだと思います。本来であれば、先ほど申し上げたとおり、この委員会を開催するまでの間にお時間をできるだけ長くとっていただいて、報告書を読んでいただき、委員会の場でフィードバックをいただくというスタイルが一番効率的であろうと想着ていたわけです。つまり、また次回集まっていたいただいて議論するというよりは、1回で済む形をとらせていただければありがたいと思います。

○原科委員長 私はそう思いまして、ご相談に来られたときには1週間以上前には資料をくださいと申し上げました。だけれども、なかなかそうはいかなかったのもうしようがないですね、これ。私もそうしてもらいたいと思いましたが、でも、そうはいかなかった。

○清水産業技術部長 委員会の資料と報告書は別物で、とにかく報告書だけは委員会の資料がそろそろ前にでも皆さんに……

○原科委員長 でも、ほとんど変わらないですね。1週間程度しか差がないでしょう。

○清水産業技術部長 実際に今回どうだったかではなくて、委員会の資料をお届けするよりも前に、報告書については皆さんにご覧いただけるように、早く前倒しでお届けしたいというのが我々の趣旨です。

○原科委員長 ただ、報告書をダウンロードして見ろというのは本当にひどい話だと思いますから、私もいろいろ審査をほかの分野をやっていきますけれども、大抵はどんと送られて来てぎよっとしますよ。科研費なんかはぼんと来るから。それが来ることによって逆に言うと、これやらなきゃいけないということになるんですよ。ものが来ないと取りかかれぬ。

○清水産業技術部長 ただ、一方で先ほど柳委員のご指摘にあったように、18冊をいきなり送り届けるわけにもいかないで……

○原科委員長 いやいや、実際そうやってきますよ、我々の分野では。

○清水産業技術部長 今回ご連絡したのは、その中から本当に読みたいものをピックアップしていただければハードコピーをお届けするという形を我々は考えていたわけです。すべての報告書を皆さんに送るわけではありません。

○原科委員長 今回はそういうようなことで段取りがこうなってしまいましたので、今みたいにおっしゃったように、まずこれをいただけたら、これを見てさらに詳しいことを知りたい場

合は今言ったようにハードコピーをまた追加でお願いすると、そんなことでよろしいですかね。いいでしょうか。

では、清水部長のおっしゃったような方式でやりましょう。

はい、どうぞ。

○高梨委員 この報告書の要約を送っていただいたんですけども、この中身のまとめ方が各報告書ではみんな違うんですけども、これはどうしてなんですか。要するにあるものは経済財務分析が頭から入ってきたり、あるものはちゃんとプロジェクトの概要からまとめてあったりというふうな気がして、ちょっと読みづらかったところがあったんですけども、これは何かそういうまとめ方を指示されたんですか。

○清水産業技術部長 要旨のフォーマットということでございますか。要旨については、フォーマットはございません。本文の章立てはかなり明確に様式をつくっていますので、基本的には要旨もその項目立てでつくっていただくのが原則だとは思いますが、若干ばらつきがあったことは否めないところかとは思いますが。要旨についてもどんな形でまとめるかということとは、いろいろ調整はしてきたところではございますけれども、なかなか全体の統一はとれていないかもしれません。委員のご指摘を考えさせていただきまして、例えば要旨についてもフォーマットをできるだけ踏んでくれといったような指示をするというような改善策は考えてまいりたいと思います。

○高梨委員 普通の報告書の要約版でいいのではないかと思っているんですよね。ですから、最初から経済財務分析が何で出てくるのではなく、普通でしたら現地の背景から始まって、調査の目的で、プロジェクトの概要があって、技術的な説明があって、最後に財務分析とかあるいは環境分野というのが一般的だろうと思っていましたので、よろしく願いいたします。

○清水産業技術部長 ありがとうございます。

○原科委員長 田中委員、どうぞ。

○田中委員 私たちの議論の場合にはドラフトファイナルレポートという段階で、ファイナルレポートの前にするわけなんですね。最初の段階、中間段階とファイナルレポートの前、ドラフトファイナルレポート。そうしますと、今の議論ですと、ファイナルレポートが出たものについて議論してくださいという形と、少し私たちのやり方が違うのかなというのを感じておりまして、そのあたりは何か私たちがガイドラインを議論したとき、もうちょっと前の段階でその意見の出し方が本当に生きるような形にはなっていなかったんですか。

○原科委員長 それは日程を伺って、ちょっと無理なので、でき上がったものについてむしろ

レポートの採点みたいな感じですね。でき上がったものに対して改善の方向を明らかにしたいと。だから、趣旨はさっき清水部長のおっしゃったように、クオリティーコントロールというか、クオリティーを高めるため、これが第一義です。それに加えて田中委員がおっしゃったことも将来のために役に立つことはもちろん助言いただきたいと、そういうようなことです。これもし2年ぐらいかけて調査をやるんだったら今の方式は可能なんですよ。数カ月なら、これはもう不可能。

○清水産業技術部長 それは無理です。ガイドラインをつくる时候にも随分議論しましたが、そういう形はあり得ないです。

○原科委員長 だから、むしろこの調査を2年ぐらいかけてやるような仕組みにしてもらったほうがいいですよ、本当は。そうすれば今みたいなことは……

○清水産業技術部長 そもそも各年度ごとに応札をして事業を取りに行き、取れなければ事業が出来ないというものでございますので、年度の中で完結するということです。

○原科委員長 年度完結という仕組みはそもそも根本的な難しさもあります。

○田中委員 わかりました。

○原科委員長 村山委員、どうぞ。

○村山委員 来年度以降も同じ形でやるかどうかは別にして、今年度に関して、やはり今回だけというよりは一度加えて、1カ月か2カ月後に開いて、この委員会としてどういう助言ができるのかということ一度出していただいたほうがいいと思います。

○原科委員長 だから、2カ月ぐらい先にもう一回やらないと難しいなと思います。きょうは。

○村山委員 来年度以降の調査に対してどういう助言ができるというより、まだ内容自体がよくわかっていないところがありますので、それを一度出していただいて整理するという機会は、少なくとも今年度はとっていいんじゃないかと思います。

○原科委員長 ことしは今後もやっぱり最低2度か3度ぐらい開いていただかないとまずいと思いますね。というのは、読んでおいてもらって、すっというのはいかに簡単ではないでしょう。やっぱり説明していただいて、ある程度イメージできてから、それから細かく読むとか、それが普通というか、こういう委員会形式の場合は。それでないと委員に対して過剰な負担を強いることになるので、難しくなると思いますよ、これは。

○山田理事 この諮問委員会は、規程によりまして、外部の有識者の皆さんから構成されることになっていまして、外部の有識者の委員の方がこういうふうに進めたいとおっしゃられれば、それはもう皆さんでお決めいただければいいというのが手続論ですけども。

○原科委員長 むしろ委員の皆さんがそういう2度、3度やるのが嫌だと言われたら困っちゃうんですが、そのぐらいやったほうがかえってやりやすいということであれば、そうしていただきたい。どうでしょうか。一遍では難しいですね。そうしないと、宿題をやってこないと出席できなくなっちゃいますからね。まず1回目に通常はそうですね、説明会があって、そして考えて、またフィードバックするという格好なので、そういうような形式で進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○高梨委員 そうしますと、具体的にはどういうふうな……

○原科委員長 そうなりますと、さっき申し上げたとおりで、あと2カ月ぐらい先、8月は早すぎますから、9月ぐらいに次の委員会を開くと。それまでは宿題になります。だから、さっき清水部長がおっしゃったように、今ある資料をもとにまず見ていただいて、さらに詳しく知りたければ本体がありますから、それを事務局にお願いしてハードコピーを送ってもらってさらに詳しく見ると、そういうふうなことになります。それで、そういう準備をした上で次の委員会で意見を出していただくと。

○高梨委員 それは次回のときには各委員が感じたそれぞれのプロジェクトについての意見を言って……。

○原科委員長 その趣旨はあくまでもクオリティーを高めるためだから、こういう点がこの報告書に関しては、もっとこういう点を改善してもらいたいとか、将来の役に立つようなことをぜひお願いしたいと思います。その評価の観点は作本審査役がお示しになったようなことから見ていけばいいと思いますけれども。そういうようなことで……

○高梨委員 次回で終わるような感じで。

○原科委員長 次回で終わればそのほうがいいです、私も。だめだったらもう一回やりましょう、これは皆さんのご意見で。2度ないし3度という感じで。次回で終われば非常にいいと思いますけれども。

○高梨委員 1つあれなのは、この調査というのはJICAの調査と違って、非常に短期間にまとめるというものなので、恐らく過大な要求があっても、実際はなかなかできないところがあって、これを見てもまだ5カ月とか要するに短期間でやっている調査なんですよね。実際現場に出てやったり、報告書をまとめてやったりということで、やっぱり現場からは物すごく悲鳴が出ているんですよね。要するに短期間でいろんなことをやらなきゃいけない。ここにありますように、作本さんのペーパーにはこれだけやりなさいということで、わーっと膨大な量が出ているんですね。ですから、これを現場で一々チェックしてやっていくということになると、

JICAの調査とやっぱり違うところがあるので、そこはこの調査の性格と目的とを考えた上で思っていますので。

○原科委員長 そうですね、そういうこともありますので、私も調査期間と費用をお聞きしたんです。そういう制約条件のもとでやったことですから、そういうことをやっぱり十分お考えの上で意見もまとめていただきたいと思います。

はい、どうぞ。

○廣田委員 よろしいですか。私必ずしも深く理解しているわけではなくて恐縮ですが、作本さんから先ほどご説明されたこのペーパーの裏の悩みが非常に理解できまして、今お話しありましたとおり、非常に短時間、短期間で、外部の方に調査していただくということで、レポートの質とか体裁とか非常にご苦労されていると思います。そこは私どもも中身は違いますけれども、我々審査に当たって、外部の専門家に委託して、成果物としてはレポートそのものが一番重要というよりも中身が重要な、そういった内容の調査ではありますけれども、それであっても、やはり恐らく私の諸先輩の長い歴史の中でだんだんと形ができ上がってきたんだろうと思います。そういう意味ではそこのご苦労を少しでも軽くするための委託先の選定のやり方というか、実力のある方に書いていただくかということはずごく重要なポイントだと思いますので、そういった点からも検討されたらどうかと思います。

以上です。

○原科委員長 ですから、このシステムをよくご理解の上でどういうアドバイスがいいかということに助言をいただけたと思います。

どうぞ、松本委員。

○松本委員 その上でですが、効率を考えるとやっぱり事前にお手数ですが、事務局に集約していただきたいと思います。次回会合をするに当たっても、少なくとも各事業ごとにポイントを並べていただいて、議論しやすい形にしておいたほうがいいので、いきなり次回の会合で皆さんが個別に意見を言い始めると大変ですので、やっぱり事前に締め切りを切ったほうがいいと思います。

○原科委員長 だんだん宿題になっていきますけれども、では委員の皆さんにはそういうことで意見を出していただく、それは事前に出していただいて事務局で整理していただきたい。それで議論しましょう。そのほうがよろしいですね。ちょっとまたそうなると、締め切りがすごく早くなりますけれども。

○清水産業技術部長 すみません、確認ですが、第2回のこの委員会を開催するのであれば、

その前に締め切りを設定させていただいて、皆様からコメントを頂戴し、その共通項的なものをこちらでまとめさせていただいて、それをもとに議論していくと、こういうことでございますか。

○原科委員長 そのほうがいいですね。ですから、9月の何日かわかりませんが、その1週間以上前には締め切り、それで整理させていただいて、それで会議をやると。そのほうがいいですよ。

○清水産業技術部長 先生、そうすると、第1回委員会の前にそれをやればいいのかという気がしないでもないのですが、いかがでございましょうか。

○原科委員長 可能であればそれでもいいと思いますが、ただ、今回はとにかくそうしないと。

○清水産業技術部長 もちろん今年度は難しいと思います。

○原科委員長 ただ、説明というのも大事なので、2回ぐらいやったほうが私はいいと思いますよ、フィードバックできるから。むしろ基本的に説明会をやって、それから今みたいなことをやってというのが。だから2回というのは最低限必要だと思いますけれども。1回こっきりというのは、それっきりになっちゃうと、ちょっと言いそびれたとかいろいろあり得ますから。お互いにこの場で意見を聞きながら、お互いに評価の仕方が理解できますから、最低2回はやったほうがいいと思います。

○事務局（柴田） 申しわけありません、事務局からなんですけれども、そういたしますと、次回を例えば9月ということで、できれば9月上旬ぐらいにはできるほうがいいかなと思っております。

○原科委員長 何かその制約条件があるんですか。

○事務局（柴田） 制約条件というよりは、余り期間を置くよりはなるべく皆様のご負担を軽くするためには……

○原科委員長 いや、ご負担を軽くするためには余りきつい……

○事務局（柴田） なるべく早めに終わらせたほうがいいかなと思って。

○原科委員長 いや、あけてもらったほうが楽です。委員から言うと余り間が短いとやりにくいから、少しあいたほうが楽なんですけれども、むしろだからJETROのほうの今年度事業との関係で何かあれば、そういう制約があるんだったら、それにそろえたほうがいいと思いますが、少し余裕があるなら9月下旬ぐらいにしておいたほうが楽だと思います。だって、すぐには時間を使えないでしょう、皆さん、急に言われても。

○事務局（柴田） 申しわけありません、事業が本格的に動き出すのが9月以降ではございま

すので、できればそれまでには形をつけておくほうがいいかなと思っています。皆様お読みいただくお時間をある程度とらせていただいて、そのご意見を私どものほうに寄せていただく時期を決めさせていただいて、そこから次に皆さんにお集まりいただくような機会にしたいと思っているんですけれども、そのご意見をいただける締切日を……

○原科委員長 スケジュールを決めましょうか。大変だ、これは。夏休みの宿題が出ましたね。9月頭は大学が、我々の場合は9月初めは入試とかありましてちょっと厳しいので、本当に後半じゃないとぐあいが悪いところがあります。だから締め切りが9月の頭というときつい。皆さんはどうですか。大学によるんですけれども、ほかの大学の皆さんとか、お仕事によりますが。柳先生はいかがですか、副委員長。スケジュール、9月の。

○柳副委員長 9月に入ると学会があるので……

○原科委員長 学会とかありますね、アセス学会とか。

○柳副委員長 アセス学会が12日からありますので、ことは明治大学でやるので、私が実行委員長をやるので、ばたばたしている時期ですね。でも、日にちはとりあえず決めていただければ、それに対して意見を言うと。

○原科委員長 では何かご意見ございますか、いつぐらいがいいかという。

○松本委員 多分事務局の方々が夏休みをとった後がいいですよ。夏休み中に……

○原科委員長 事務局はどういうタイミングがいいですか。では、柴田さん。

○事務局（柴田） 私はいかようにでもさせていただきます。

○原科委員長 作本審査役はどうですか。どの辺のタイミングがいいと思いますか。

○作本環境社会配慮審査役 私はお合わせしますから。

○原科委員長 では、9月の中ぐらいに会議を開くと、その1週間前、9月の頭に締め切りで、頭というか第1週ぐらいで、それで中ぐらいに開くようにしましょうか。余り遅いとよくないので。

○作本環境社会配慮審査役 では、ちょっと私のほうから注文、作本のほうから注文を入れさせていただくと、むしろ産業技術部のほうが次の報告書づくりの本格的な作業に入る時期が9月かと思いますので、むしろそれと重ならないほうが……。

○原科委員長 どういうスケジュールがいいですか。

○作本環境社会配慮審査役 仕事の波が始まるのが。

○清水産業技術部長 実質的にはやはり年度の後半からが非常に厳しくなりますので、その前であれば、まだ大丈夫でしょう。

○原科委員長 9月の中ぐらいなら間に合いますか。

○清水産業技術部長 10月ぐらいまでならば大丈夫ですね。

○原科委員長 では、今のスケジュールでいいかな。9月の中ぐらいに会議で、9月の第1週に締め切りというような感じならいいですか。

それでは、そういうことですので、宿題の締め切りは9月7日月曜日、週末にやるでしょうから月曜日に宿題提出。それで、会議はその次の週と。15か16ぐらいにしましょうか、9月の。おられない。いつならいいですか。

○村山委員 次の週じゃないと多分いないです。

○原科委員長 ずっといない。そうすると、その7日の週は我々学会がずっとあるのでちょっとまずいんですよね。ではむしろ……。柳先生はどうですか、15、16ぐらい。

○柳副委員長 15、16は集中講義でだめですね。

○原科委員長 では後半で17、18。

○柳副委員長 17、18ももう埋まっています。

○作本環境社会配慮審査役 なかなかこれ全員の委員の方々の都合を合わせると難しいと思うので……

○原科委員長 では連休明けの……

○作本環境社会配慮審査役 例えば代表数名ぐらいの形でもよろしいんじゃないかなと。

○原科委員長 24、25、その辺はどうですか。ちょうどいいんじゃない、連休明け。

○柳副委員長 でも、24日から授業が始まっているので、当然ですけれども。

○原科委員長 9月から始まるんですか。

○柳副委員長 前半、午前中だったら大丈夫ですが、あとは25日だと3時半ぐらいから5時半ぐらいまでですね。あと夜はまた授業があるので。

○原科委員長 我々は10月から授業なので、9月は大丈夫なので、大変ですね。そうすると、24の午前中か25の午後、その辺どうですか。

○満田委員 ちょうどいいです。

○松本委員 大丈夫です。

○原科委員長 これ決まらないかな。わからないですね。14日の週は皆さん海外出張とかでいないということなので、そうすると、その前の週は学会ですね。では、24か25かな。その辺ですね。9月中にやりましょう。清水部長、9月中ならいいわけですね。

○清水産業技術部長 そうですね、スケジュール的には大丈夫だと思います。

○原科委員長 では、よろしいですか。

○山田理事 24の午前中ですか。

○原科委員長 24の午前中というのは連休明けでいいですか。そっちのほうが大変ですか。大丈夫ですか。いいですか。柴田さん、大丈夫。

○事務局（柴田） シルバーウイークの……

○原科委員長 そう、シルバーウイーク明けだから、ちょっとぐあい悪いかなという感じもしているんですが。

○事務局（柴田） 了解しました。

○原科委員長 25のほうがいいかなと言っています。そうすると、ちょっとワンクッションとって、休み明けはいろいろ大変でしょう、いろいろな仕事で、皆さん。私もそうですけれども、だからむしろ25にしたほうがいいのか。金曜日の午後ぐらいのほうが。25の午後。そうすると、24日が使えますから、それぞれお仕事で。では、25の午後ぐらいでどうでしょう。

では、25日金曜日の午後にいたします。時間は3時から5時なんですか。

○柳副委員長 3時半ぐらいから来られるんです。だから3時からやっていただいて、僕は30分おくれてということ。

○原科委員長 では、3時から5時というふうな感じでしましょう。あるいは5時半までとか。3時スタートで。それでは、25日と決めます。3時スタートで、きょうのように5時半まで。ちょうどきょうと同じような時間の枠組みにいたしましょう。

では、手帳にご記入ください。もうこれで決まりといたします。通算第3回目の委員会になります。では、そういうようなことで進めてまいります。そうしますと、進め方はそんなことになりましたけれども、これは決まりましたね。では、今この段階で特にご意見がおありでしたら、出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。何か松本委員。

○松本委員 私ほとんど紙にしなきゃいけないことばかりです。

○原科委員長 では、いいですね。では、今のは後で出していただくと。では、この件はもうこれで。

○作本環境社会配慮審査役 資料を今産業技術部のほうでこの厚いのをつくってくれていますけれども、これはいわゆるフルではないんですが、環境社会配慮のところをまとめてくれますが、あと前に原科先生が電話でおっしゃっていたんですけれども、例えば地図なんかが入っているのかどうか、よくわからないんですけれども、そういうようなご要望がある場合にはどうされますか。個別にいきますか。

○原科委員長 これは、皆さんまずこれ全部を読むのは大変なので、まずこれでざっと当たりをつけていただく。それでさらに詳しく調べる必要があるという方の場合には、事務局に連絡していただいて、ハードコピーを送っていただくというようなことでいいんじゃないですかね。あるいはここで見てもらうか。ここまで来るのは大変ですから。必要なものは。

○田中委員 今そのことをちょっと申し上げようと思ったんですけども、ウェブ上には要約が出るということでしたので、そこを私たちも見ることはできるんですけども、やっぱり責任ある意見を言おうと思ったら、本編を見ないと、それは環境のところだけを見てもわかりませんので、本当は特に僕なんかはカテゴリーAの円借款にかかわるのは一応全部見ないとけないかなと思っているんですね。ですから、そこは例えば私がお願いして事務局から送ってもらうのか、あるいは特にカテゴリーAの大きいような案件については委員の方々がみんな一応見るのかどうか、そこをはっきりしておいたほうがいいかなと思ったんですけども、どういうふうにしたらいいでしょうか。

○原科委員長 どうでしょう。そうしたら、カテゴリーAの大きな案件というのはどれなんですか、具体的に。

○田中委員 例えば円借関係ですよ。これはもうほとんどざっと見ただけでもカテゴリーAになる可能性が大きいと思います。

○作本環境社会配慮審査役 私どもこういうカテゴリーA、B、Cというのは分布していませんよね。ある、なししか、影響ある・なしだけしかやっていませんので、カテゴリーと言われるとどれとどれを抜き出すかということもちょっと今の手持ちではできない状態です。

○原科委員長 どうします、全部送ってもらいますか。どうしますか。

○柳副委員長 送るのは大変なので、それぞれ委員の問題意識で……

○原科委員長 委員の判断で、全部送っていただきたいという方もおられるでしょうし、全然要らないという人も。全然要らないのも困るんですが、1件か2件でいいという方もおられるでしょうし、そういうことで、それぞれの委員のご注文に応じて送ってもらうのでいいですか。皆さん、そんなことでよろしいですか。

○松本委員 大体、本編はどのぐらいですか。150ページ、200ページですか。もっとですか、300、400。

○作本環境社会配慮審査役 あそこに現物があるんですが、厚いものはかなりありますし。

○原科委員長 厚いのかいろいろありますね。私は一応委員長だから全部送ってもらいましょう、私は。しょうがない。大変な感じですが。全体がそろっていないとまずいので。副委員

長にも全部送って下さい。

○柳副委員長 では、同じように委員長、副委員長だけは全部送ると。あとは……

○原科委員長 あとは皆さんのご希望で。そうしましょう。では、そういうようなことでよろしいでしょうか、この件は。みんないいですか。あとはご希望でお願いしてください。では、ここの部分はこれまでにしましょう。

では、質疑、意見等はここまでにいたしますね。締め切りが9月7日です。9月7日ですから、意見をメールで送ったらいいいですね。柴田さんあてですね。

○事務局（柴田） はい、いつものこちらから出しているメールあてに。

○原科委員長 では、プッシュしてくださいね。

○事務局（柴田） 了解しました。ありがとうございます。

○原科委員長 みんな応答悪いですから。ぜひプッシュをお願いします。それでは、そういうことでお願いします。

それでは、次は……でも、7日じゃなくていいのか、25日だったら。

○事務局（柴田） 早ければ早いほどいいですけども。

○原科委員長 25日に会議だから7日にしなくてもよかったんですね。結果的には。1週間以上前にあればいいのかな。1週間でも厳しいの。10日前か。一応7日にしておきますか。おくれる方がおられるので、さばを読んで7日と。

○事務局（柴田） ありがとうございます。

○原科委員長 では、次に参ります。

今、ご説明いただきまして、そして質疑というところでしたが、今度は議題③ガイドラインの改正です。一部改正についてということでございます。では、これについてご説明をお願いいたします。

○事務局（柴田） 説明いたします。資料6をごらんください。

先ほど案件形成調査の平成21年度の事業について清水部長のほうから触れさせていただいておりますけれども、平成21年度の案件形成調査について名称が変わっております。それとあわせて、円借款のほうの契約形態が変更になっておりますので、それにあわせて環境社会配慮ガイドラインの内容についても一部それにあわせた形で変更したいというふうに考えております。お手元の資料はガイドラインのところ、該当する部分を抜粋して現行と改正（案）というところで、アンダーラインを引いてあるところがその該当するところになります。名称変更については円借款のほうの地球環境適応型・本邦技術活用型産業物流インフラ整備等事業（円

借款案件形成等調査及び民活インフラ案件形成等調査)、これがその括弧の中のところに一般案件に係るとというのが頭についております。その次、石油については石油資源開発等支援調査事業のところから石油資源開発等支援事業、調査が抜けております。これが平成21年度の事業名になっておりますので、このように変更したいと思っております。

次に、契約形態が円借款のほうについては先ほど説明しましたとおり、変わっておりますので、その部分を正しくこちらのほうでも読めるために、現行のほうでジェットロが経済産業省からの受託事業として云々というふうに書いてございますが、この経済産業省のところの次に「等」というのを入れて私どもSNCからの再委託ということができるよう、読めるようにさせていただきました。同じように第Ⅰ部の用語の定義のところ、第Ⅲ部の案件形成調査の基本的な考え方の(1)の前提の部分のところと同じように変えたいと思っております。

そのあと、申しわけありません、これ両面コピーになっていないようなんですが、実は両面コピーになっております。すみません、ちょっとこちらのほうの不便で申しわけありません。実はその後もございまして、ガイドラインのほうをごらんいただきましたらばちょっとご説明させていただきます。

ガイドラインの第Ⅲ部の2ポツ、調査の方法及び方法というところがございます。

○原科委員長 何ページですか。

○事務局(柴田) 11ページです。よろしいでしょうか。11ページの2ポツの(2)契約段階、これの丸ポツが3つ並んでおりますが、その2ポツ目、担当部は提出された実施計画書が当該案件にふさわしい環境社会配慮調査項目を含んだものであることをとずっとつながって、環境社会配慮に関する項目の記述要領に基づき、確認した上で案件の委託契約を締結するとございます。これは今回平成21年度から私どもがMETIのほうから契約をするということではありませんので、これを案件の委託契約を締結前にというのを冒頭につけて、「担当部は提出された実施計画書が当該案件にふさわしい環境社会配慮調査項目を含んだものであることを本ガイドライン別紙(調査報告書)における環境社会配慮に関する項目の記述要領に基づき確認する。」で終わろうということでございます。よろしいでしょうか。

○原科委員長 では、最初に案件の委託契約前にというの、点を入れて……

○事務局(柴田) 「委託契約を締結前に、」ですね。

○原科委員長 「委託契約の」じゃないの、締結前。「委託契約を締結する前」か「委託契約の締結前」、どっちかですね。もう一回日本語をちゃんとやったほうが良いと思いますよ、これ。どっちかでしょう。

○事務局（柴田） 「案件の委託を締結前に、」。

○原科委員長 「する前」じゃないの、「を」だったら。

○事務局（柴田） 「締結する前に」。

○原科委員長 「を締結する前」ですね。それで点と。担当部は云々、それで最後、「基づき確認する」でとまるわけ、ストップですね。

○事務局（柴田） はい。

○原科委員長 よろしいでしょうか。

○事務局（柴田） まだちょっと続きます、申しわけありません。

次に別紙2、13ページ、申しわけありません、後でコピーをお持ちしますので。そちらの別紙2の申請書の段階のところ……

○原科委員長 では、もしすぐコピーをとれるならそのまま……

○事務局（柴田） よろしいですか。申しわけありません。では、ちょっとこれ後回しにさせていただきます、すみません。大変申しわけありませんでした。

○原科委員長 では、それは後回しに。もう皆さんご理解いただいておりますから、確認だけすればいいです。

○事務局（柴田） ありがとうございます。

○原科委員長 では、次のもう一つありましたね。これは資料のそれはお願いします。環境社会配慮に関する外部からの指摘及び意見ということでございます。この件に対してご報告をお願いいたします。

○事務局（柴田） 平成20年度中の外部からの環境社会配慮に関する指摘事項や意見というのはございませんでしたので、ここにご報告させていただきます。

○原科委員長 はい、どうもありがとうございました。ということでございます。

それで、あとは研修実施の報告というところがございますね。これもでは続けてお願いいたします。

○事務局（柴田） お手元、資料7をごらんください。これは平成20年度中に環境社会配慮ガイドラインについて本部の中で研修を行ったものの実施リストでございます。作本環境社会配慮審査役が例えば海外赴任者研修の折ですとか、海外投資アドバイザーというのが海外にいるんですけども、そういう人たちが年に1回東京に集まってきて会議を開く場で、環境社会配慮ガイドラインについての研修をするというようなことを年間を通して、通算7回実施いたしました。今後ともこういうような研修プラス本部、事業部等々へのやはり理解啓蒙促進を図

るために、研修を深めていこうと考えております。

以上です。

○原科委員長 大変結構ですね。どうも作本審査役、ご苦労さまです。ありがとうございます。それで、できたらこの委員会は傍聴可能ですから、こういうときも来てもらってもいいですね。むしろ公開するとその組織の方の勉強になるんです、これ。そういうことがあります。自治体の審査会も公開ですけれども、多くの場合がむしろ事業者の方の社員の方が来られて、それで審査は何をするかごらんになるんですよ。そういう効果があります。だから、ぜひこういうところにも来ていただくといいかもしれないですね。そうすると、我々も緊張感が出るから、ちょうどいいかもしれない。

ありがとうございました。では、今の件もそういうようなことでご報告を受けました。

そうしますと、あと残るは先ほどの件だけですね。

○事務局（柴田） 申しわけありません、すぐコピーをとってまいります。

○原科委員長 では、この間に何かありましたら。どうぞ、田中委員。

○田中委員 研修についてなんですけれども、審査役がご苦労なさっているいろいろされているということなんです、これは内部の方を対象ということで、いわゆる実際に行われるコンサルタントの方ですとか商社の方、この案件を担当する人たちの研修というのはどうなっていますでしょうか。私どもJICAの場合は、そういう人たちに対しても研修をやっているものですから、そのあたりをもしやられるともっと有効にこの研修が役立つんじゃないかなと思うんですけれども。

○作本環境社会配慮審査役 ありがとうございます。おっしゃるとおりでありまして、今はまだ内部の職員の啓蒙活動、啓発活動ということで精いっぱいでございますけれども、まさにこの原稿執筆との関連では今おっしゃることがまさに最も重要かと思えますし、それによって全体的なレベルアップというのを図る方向というのは大事かと思えます。ありがとうございます。貴重な意見です。

○田中会員 特に21年度これから動くわけですから、それにかかわるような人たちは事前にやっぱり研修を受けられたほうがいいんじゃないですかね。そうすると、非常によくおわかりになるんじゃないかと思うんです。

○原科委員長 そうですね、それはそのとおりですね。

○田中委員 ぜひそれをやっていかれたらよろしいかと思えます。

○原科委員長 ぜひお願いします。では、どうもありがとうございました。

では、資料ができたようですので、配付をお願いします。これでもう確認できます。では、ご説明ください。

○事務局（柴田） 申しわけありません、続けさせていただきます。

2 ページ、裏のところでございます。真ん中のところですね。（別紙2）と書いてあるところ、ここもやはり名称が変更になったことについて、一般案件に係るというのを盛り込んでおります。

同じく2 ポツ、石油資源開発等支援調査事業というところも新しい名称に変えさせていただいております。

その次、（別紙3）調査報告書における環境社会配慮に関する項目の記述要領という部分で、1 ポツのやはりこれも同じく一般案件に係るという名称に変えさせていただいております。2 ポツのところも同様に石油の資源開発等支援事業というふうに名称を変えさせていただいております。

以上の部分を今回ガイドラインの改正ということでご了解をいただければと思います。

○原科委員長 今、そうすると、このページの一番上の欄ですけれども、アンダーラインを引いてある「案件の委託契約を締結前に」というのは、「締結する前に」という文章に変えますか。

○事務局（柴田） 「締結する前に」ということで。

○原科委員長 それはそういうようにしてください。あとはよろしいと思います。よろしいですか。

はい、どうぞ。

○松本委員 ちょっとよくわからなかったんですが、そこは案件の委託契約を今回の場合はSNCと契約を結ぶ前にといい意味合いなんですか。

○事務局（柴田） はい。

○松本委員 では、これは例えばまた経産省から直接委託する場合でも通用するということですよね、受託する場合。つまりまた経産省になったらこれ変えないといけないんですか。それとも、これは経産省でもSNCでも両方対応できるような案文なんですか。

○遠藤産業技術部主幹 この部分は両方に対応できるような形になります。

○松本委員 なるほど。

○原科委員長 それでいいのかな、手続的に。ちょっと至急なことなので。

○松本委員 どこと契約を結ぶのかなと思いました。主語の「担当部は」が変わっていないの

で、もとのままでも同じことなのかなと思ったんです。もしSNCでもこれが通用するならば、今までの案文はどうしてSNCでは通用しないのかが実はちょっとよくわからなかった。内容は変わっていないですよ。結局確認することが先にあって、その後に契約を結ぶ。契約の先が経産省からSNCに変わっただけでどっちでもこの案文が使えるなら、今までの案文も使えるんじゃないですか。

○原科委員長 そういう感じもしますね、確かに。

○遠藤産業技術部主幹 もとの案だと主語がジェットロで、担当部は締結するというふうを読むと、ジェットロ自身が調査企業と締結するかのように少し誤解されてもいけないので、若干このフレーズを前のほうに出して様々な形態が読み得るようにしたと。念のためという意味ですけども。

○松本委員 そうすると、新しい案文の委託契約というのは、SNCと経済産業省の委託契約前という意味ですか。

○遠藤産業技術部主幹 いえ、SNCと調査実施企業との間という意味です。

○松本委員 つまりジェットロは完全に契約者ではないということですか。

○遠藤産業技術部主幹 甲乙関係にはなっていないので、そこがもとの案だとジェットロが主語で契約するように見えて誤解されてもいけないので、念のため間接的な表現に裕度を持って、いろんな場合が読めるように戻したということです。

○松本委員 ジェットロがSNCと契約しているのかと私は思ったので、それで……

○遠藤産業技術部主幹 調査の契約自身はSNCと調査実施企業が結びます。

○高梨委員 ただ、平成21年度のこの調査事業についてという案内で、SNCがやるということで、ただ、別紙3か何かでジェットロさんが一部または全部を云々ということも入っているんですが、実際はどういうSNCとデマケなんですか、ジェットロさんの役割は。

○遠藤産業技術部主幹 まず、SNCはMETIと契約しているわけですね。全体のこの事業を受けています。そうすると、うちの今ポジリストで書いてある部分についてジェットロに再委託しているというのが今の別紙3に書いてある内容ですけども、具体的には案件監理の部分ですとか、提案されたものについて評価案をつくるとか幾つか書いてあります。環境ガイドラインのところもそうなんですけれども、そういったものについてはジェットロが実施すると。その部分はジェットロが行うので、SNCとデマケしているという形になります。

○高梨委員 そうすると、環境社会配慮の部分はジェットロさんがチェックすると。

○遠藤産業技術部主幹 引き続きこれまでと同様にジェットロがやるということです。そういう

意味で、ガイドラインの適用に関しては特段の変更はないということになります。

○高梨委員 ほかの部分は、レポートだとほかの部分はどうするんですか。

○遠藤産業技術部主幹 内容面は我々がチェックするんですけれども、どこが大きく違うかという、調査企業との契約……

○高梨委員 主体はSNCですよ。

○遠藤産業技術部主幹 SNCになるので、これは1件数千万という額の調査を実施して、その報告書を確定検査して受けるといういろんな契約関係の手続がありますけれども、証憑を集めて確定してと、そういう経理的な部分の作業は実は今回、地球調査についてはやらないということになります。そこはもう完全にSNCのほうでいろんな経理的なチェック、経理契約面のチェックはするということにはなりますが、例えばそういう部分はジェットロに再委託されていない部分なので、それはSNCご自身がやるところになっております。

○高梨委員 技術的な内容のほうも。

○遠藤産業技術部主幹 一番ワークロードとして大きいのは契約の例えば積算をどう詰めるかとか、あと最後、確定検査で詳細を詰めるわけですけれども、そういった部分のワークロードは実際この事業の中ではかなり大きい部分です。

○高梨委員 いわゆる契約とか精算のロジの部分ですよ。

○遠藤産業技術部主幹 その部分は関連……

○高梨委員 そうじゃなくて、もっと内容のほう、レポートの内容のほうはどういうデマケになるんですか。

○遠藤産業技術部主幹 そこはジェットロの役割というところに書いてありますように、我々は報告書の内容のチェックを行いますし、あと例えば案件監理という意味では現地の出張ですね。調査団が出張に行くときに我々ジェットロの海外事務所なり、あるいは本部から行く場合もありますけれども、そういった形で同行するという内容面についていろいろとハンドリングしていくということで、そこについてはこれまで同様にジェットロが行うということになります。

○高梨委員 そうすると、報告書を提出するのは民間企業の立場からすると、では去年の同じように内容のチェックはSNCじゃなくてジェットロさんがやるということになるんですか。

○遠藤産業技術部主幹 そうです。我々は案件監理に関する情報は全部もらいますので、実施計画書を詰めるところから、ドラフトについてのコメント作成とか、それを一律にやると。ただ、もちろんSNCさんは最終的に経済産業省さんに対して納品するという総括的な責任を持つ立場ではありますので、もちろん何らかのコメントがあったらつくことはあると思います。

けれども、業務のデマケという意味では先ほどの別紙3にあるような事項、それが今多分ご質問では内容面というお話だと思いますけれども、そこについてはこのリストに載っている報告書のチェック等々、具体的にジェットロがやることを書いてあるし、その旨、調査企業のほうにもお伝えしています。

○仲條対日投資課長 5-3の10ページですね。

○遠藤産業技術部主幹 ということになっていますので、その旨企業のほうにも説明会などでこういうデマケになっていますということは、公募要領にも出ていますし、説明しています。

○高梨委員 そうすると、SNCはその部分については責任を負わないわけですか。

○遠藤産業技術部主幹 いや、そういうことではなくて、最終的に経済産業省と契約関係があって、納品して確定する部分はもちろん最終的にはSNCが出すという手続になりますので、総括的な意味で全体を見るという立場はもちろんあるわけです。

○高梨委員 そうすると、環境社会配慮の問題点についてのファイナルセイはどっちが持っているんですか。

○遠藤産業技術部主幹 こちらの再委託内容としてジェットロがやるというふうに書いてありまして、第一義的にはジェットロがこれまでどおりにチェックをしていくということになります。

○高梨委員 というのは、ダブルクライアントになっちゃうと、民間の人は気の毒だと思う。ジェットロさんへ行ってこういうコメントを受けて……

○遠藤産業技術部主幹 そういうことにはなりません。

○高梨委員 それか一緒にやる……

○遠藤産業技術部主幹 そうです、一体になって進めるということです。

○原科委員長 SNCがどういう趣旨でそういう格好になったんですか。何か複雑なような感じを受けますが、それは大事な意味があるんでしょう。

○遠藤産業技術部主幹

これは単年度ごとの一般競争入札で受託していく事業なので、毎年スキームというのは変わり得るものです。競争的な環境の中でとっていくものですから、いろいろ年によって変わり得るものだというふうに思いますけれども、今回はSNCさんの持つ専門性というもの。またジェットロが最も生かせる部分、海外ネットワークを活用し、相手国政府に対していろんなプレゼンスを示すとか、環境ガイドライン。そういったお互いの組織のいいものをうまく組み合わせができるのであれば、それは全体として効率的・効果的にできるのではないかと思います。最終的には、競争的なプロセスで交渉していろいろ決まってくるものですから、今はそういう

結果になっていますけれども、こういうやり方も全体として効果的にできるのであればよろしいのではないかと思います。

○高梨委員 1点気になるのは、SNCが環境ガイドラインを持っていないわけですよね、SNC自身は。

○遠藤産業技術部主幹 お持ちになっていないと思います。

○山田理事 もう少し平たく申し上げますと、ジェットロも限られた人的リソースの中でいろいろやっております、契約に伴う事務、それから精算業務とかといったところに相当人手をやったりとられてしまうと、こういう状況の中で新しい一つの業務モデルとして会計に強いところと組むことで、かなり業務が効率的に我が方としてはなると。結果そういう形になるということでもあります。

一方で、SNCとの間の契約関係でもってこれまでの我々が負っているガイドライン、これを履行すると。これは世の中に我々は約束しておりますので、そこは契約でSNCとの間できちっと履行されるように、これはジェットロが責任を持ってやると、こういうことでもあります。

○原科委員長 どうもありがとうございました。大体よろしいでしょうか、高梨委員。

それでは、今のようなことでございまして、それに基づいたこの変更もあったということでございます。

では、これできょうの審議すべき事項はすべて終わったかと思いますが、よろしいですか。それでは、きょうはここまでにいたしましょう。山田理事、何かありますか。

○山田理事 いえ、特にはございませんですが、すみません、委員の皆さんにまたもう一回お集まりいただいて、夏の間にレポートをお読みいただくと、そういう展開になりまして、まことにまた暑い夏を過ごしていただくということで、申しわけございませんけれども、よろしくお願ひ申し上げます。

○原科委員長 もう一度お願ひいたします。

○事務局（柴田） 委員の皆様、大変お忙しい中お越しいただきまして、ありがとうございました。事務局のほうで事前の準備ですとか今回の資料について不備がありまして大変申しわけありませんでした。今後気をつけさせていただきたいと思います。

また、次回は9月25日ということに今決定をいたしまして、3時から。会議室はこちらのほうでご用意させていただきますので、またご案内をさせていただきます。

○事務局（柴田） どうもお忙しい中、ありがとうございました。これで第2回諮問委員会を終了させていただきます。

ありがとうございました。

午後 5 時 3 4 分閉会